

風水害等対策計画 新旧対照表

風水害等対策計画

現 行	修 正 案																																								
<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">機 関 名</th> <th style="width:35%;">災 害 予 防</th> <th style="width:50%;">災 害 応 急 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿総合通信局</td> <td>1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成</td> <td>災害時における通信手段の確保</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">機 関 名</th> <th style="width:85%;">災 害 応 急 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿農政局 (兵庫県拠点)</td> <td>1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">機 関 名</th> <th style="width:35%;">災 害 予 防</th> <th style="width:50%;">災 害 応 急 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿地方環境事務所</td> <td>1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護等に係る支援</td> <td>1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供及び支援</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔 新 設 〕</p>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成	災害時における通信手段の確保	機 関 名	災 害 応 急 対 策	近畿農政局 (兵庫県拠点)	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	近畿地方環境事務所	1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護等に係る支援	1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供及び支援	<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">機 関 名</th> <th style="width:35%;">災 害 予 防</th> <th style="width:50%;">災 害 応 急 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿総合通信局</td> <td>1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成</td> <td>1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">機 関 名</th> <th style="width:85%;">災 害 応 急 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿農政局 (兵庫県拠点)</td> <td>1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">機 関 名</th> <th style="width:35%;">災 害 予 防</th> <th style="width:50%;">災 害 応 急 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿地方環境事務所</td> <td>1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護等に係る普及啓発に関する支援</td> <td>1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供、連絡調整等の支援</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">機 関 名</th> <th style="width:35%;">災 害 予 防</th> <th style="width:20%;">災 害 応 急 対 策</th> <th style="width:30%;">災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿地方測量部</td> <td>地理空間情報及び防災関連情報の提供及び活用支援</td> <td>防災関連情報の把握及び提供</td> <td>復旧測量等の実施及び支援</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成	1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し	機 関 名	災 害 応 急 対 策	近畿農政局 (兵庫県拠点)	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	近畿地方環境事務所	1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護等に係る普及啓発に関する支援	1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供、連絡調整等の支援	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	近畿地方測量部	地理空間情報及び防災関連情報の提供及び活用支援	防災関連情報の把握及び提供	復旧測量等の実施及び支援
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策																																							
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成	災害時における通信手段の確保																																							
機 関 名	災 害 応 急 対 策																																								
近畿農政局 (兵庫県拠点)	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん																																								
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策																																							
近畿地方環境事務所	1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護等に係る支援	1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供及び支援																																							
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策																																							
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成	1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し																																							
機 関 名	災 害 応 急 対 策																																								
近畿農政局 (兵庫県拠点)	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策																																								
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策																																							
近畿地方環境事務所	1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護等に係る普及啓発に関する支援	1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供、連絡調整等の支援																																							
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																																						
近畿地方測量部	地理空間情報及び防災関連情報の提供及び活用支援	防災関連情報の把握及び提供	復旧測量等の実施及び支援																																						

風水害等対策計画

現 行	修 正 案																																																												
<p>第2～第4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本銀行 (神戸支店)</td> <td></td> <td>金融機関に対する緊急措置の指導</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阪神高速道路株式会社 (神戸管理部)</td> <td>有料道路(所管)の整備と防災管理</td> <td>有料道路(所管)の応急対策の実施</td> <td>被災有料道路(所管)の復旧</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本赤十字社 (兵庫県支部)</td> <td>1 災害時における医療救護 2 救援物資の配分</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6 指定地方公共機関</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道等輸送機関 (一般社団法人神戸鉄道公社)</td> <td>鉄道施設等の整備と防災管理</td> <td>1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施</td> <td>被災鉄道施設等の復旧</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益社団法人兵庫県看護協会</td> <td>1 災害時における医療救護 2 避難所における避難者の健康対策</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	日本銀行 (神戸支店)		金融機関に対する緊急措置の指導	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	阪神高速道路株式会社 (神戸管理部)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧	機 関 名	災 害 応 急 対 策	日本赤十字社 (兵庫県支部)	1 災害時における医療救護 2 救援物資の配分	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	鉄道等輸送機関 (一般社団法人神戸鉄道公社)	鉄道施設等の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧	機 関 名	災 害 応 急 対 策	公益社団法人兵庫県看護協会	1 災害時における医療救護 2 避難所における避難者の健康対策	<p>第2～第4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本銀行 (神戸支店)</td> <td><u>金融特例措置の発動</u></td> <td>金融機関に対する緊急措置の指導</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阪神高速道路株式会社 (管理本部神戸管理・保全部)</td> <td>有料道路(所管)の整備と防災管理</td> <td>有料道路(所管)の応急対策の実施</td> <td>被災有料道路(所管)の復旧</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本赤十字社 (兵庫県支部)</td> <td>1 災害時における医療救護 2 <u>こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援)</u> 3 救援物資の配分</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6 指定地方公共機関</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道等輸送機関 (一般社団法人神戸鉄道公社)</td> <td>鉄道施設等の整備と防災管理</td> <td>1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施</td> <td>被災鉄道施設等の復旧</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益社団法人兵庫県看護協会</td> <td>1 災害時における医療救護 2 避難所における避難者の健康対策 3 <u>仮設住宅におけるまちの保健室活動・保健相談</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	日本銀行 (神戸支店)	<u>金融特例措置の発動</u>	金融機関に対する緊急措置の指導	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	阪神高速道路株式会社 (管理本部神戸管理・保全部)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧	機 関 名	災 害 応 急 対 策	日本赤十字社 (兵庫県支部)	1 災害時における医療救護 2 <u>こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援)</u> 3 救援物資の配分	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	鉄道等輸送機関 (一般社団法人神戸鉄道公社)	鉄道施設等の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧	機 関 名	災 害 応 急 対 策	公益社団法人兵庫県看護協会	1 災害時における医療救護 2 避難所における避難者の健康対策 3 <u>仮設住宅におけるまちの保健室活動・保健相談</u>
機 関 名	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																																																											
日本銀行 (神戸支店)		金融機関に対する緊急措置の指導																																																											
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																																																										
阪神高速道路株式会社 (神戸管理部)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧																																																										
機 関 名	災 害 応 急 対 策																																																												
日本赤十字社 (兵庫県支部)	1 災害時における医療救護 2 救援物資の配分																																																												
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																																																										
鉄道等輸送機関 (一般社団法人神戸鉄道公社)	鉄道施設等の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧																																																										
機 関 名	災 害 応 急 対 策																																																												
公益社団法人兵庫県看護協会	1 災害時における医療救護 2 避難所における避難者の健康対策																																																												
機 関 名	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																																																											
日本銀行 (神戸支店)	<u>金融特例措置の発動</u>	金融機関に対する緊急措置の指導																																																											
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																																																										
阪神高速道路株式会社 (管理本部神戸管理・保全部)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧																																																										
機 関 名	災 害 応 急 対 策																																																												
日本赤十字社 (兵庫県支部)	1 災害時における医療救護 2 <u>こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援)</u> 3 救援物資の配分																																																												
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																																																										
鉄道等輸送機関 (一般社団法人神戸鉄道公社)	鉄道施設等の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧																																																										
機 関 名	災 害 応 急 対 策																																																												
公益社団法人兵庫県看護協会	1 災害時における医療救護 2 避難所における避難者の健康対策 3 <u>仮設住宅におけるまちの保健室活動・保健相談</u>																																																												

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第1節 組織体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 県の災害対策要員等の確保体制 (1)～(2) (略) <u>(3) 災害対策本部員の招集手段の確保</u> <u>災害発生時に交通が途絶したときは、警察活動に支障がない限りにおいて、災害対策本部員のあらかじめ指定された者をパトカー等により搬送することとする。</u> (4) 職員の体制 (略) 3～4 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第1節 組織体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 県の災害対策要員等の確保体制 (1)～(2) (略) <u>[新 設]</u> (3) 職員の体制 (略) 3～4 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第3節 広域防災体制の確立 第1 (略) 第2 内容 1 関西広域連合との連携 (略) (1) 兵庫県が被災した場合 (略) 関西広域連合では、九州地方知事会及び関東九都県市とカウンターパート方式による「災害時の相互応援に関する協定」を締結している。 (2) (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第3節 広域防災体制の確立 第1 (略) 第2 内容 1 関西広域連合との連携 (略) (1) 兵庫県が被災した場合 (略) 関西広域連合では、<u>関東九都県市、中国地方知事会、四国知事会及び九州地方知事会とカウンターパート方式による「災害時の相互応援に関する協定」を締結している。</u> (2) (略)</p>

現 行	修 正 案
<p>2 相互応援体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定の締結</p> <p>② 締結時期 平成8年7月18日(平成24年5月18日改正)</p> <p>③ 応援の種類 <u>被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋</u></p> <p>④ 主な内容</p> <p><u>ア 広域応援</u> 県は、<u>近畿ブロック知事会以外のブロック知事会を構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。</u></p> <p><u>イ ブロックによる広域応援の連絡調整</u> 県は、被災府県に対する応援を速やかに行うため、<u>近畿ブロック内の総合調整を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、近畿ブロック内の被災府県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行う。</u></p> <p><u>ウ 広域応援の要請</u> 県は、<u>広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援内容に関する事項を記載した文書を提出する。</u> <u>ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出する。</u></p>	<p>2 相互応援体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定の締結</p> <p>② 締結時期 平成8年7月18日(平成30年11月9日改正)</p> <p>③ 主な内容 県は、<u>近畿ブロック内の総合調整を行い、近畿ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合、全国知事会に対し、広域応援を要請する。</u> <u>なお、被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「被災市区町村応援職員確保システムの運用に留意する。」</u></p> <p><u>[新 設]</u></p>

現 行	修 正 案
<p>3 応援・受援体制の整備</p> <p>県、市町は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 県・市町間の連携強化</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ひょうご災害緊急支援隊</p> <p>県は、大規模災害が発生し、初動・応急対策を迅速かつ的確に実施することが困難となった被災市町に対し、災害対応の知識や経験を持つ県・市職員などを派遣して、被災者対策など被災市町が行う応急対策について支援し、被災地の早期復旧に資するため、「ひょうご災害緊急支援隊」を平常時より組織することとする。</p> <p><u>(3) 県外災害ひょうご緊急支援隊</u></p> <p><u>県は、県外における大規模災害発生時に被災自治体の応急対策業務を支援するため、「県外災害ひょうご緊急支援隊」を平常時より組織することとする。</u></p> <p>(4) 防災体制等の標準化の促進 (略)</p> <p>(5) 県消防防災ヘリコプターと神戸市ヘリコプターとの一体運用 (略)</p> <p>7～8 (略)</p>	<p>3 応援・受援体制の整備</p> <p>県、市町は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。<u>また、県は、市町における業務継続体制も含めた受援体制の構築及び充実のための研修を実施することとする。</u></p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 県・市町間の連携強化</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ひょうご災害緊急支援隊</p> <p>県は、大規模災害が発生し、初動・応急対策を迅速かつ的確に実施することが困難となった<u>県内被災市町や広域的な応援が必要と認められる県外被災自治体</u>に対し、災害対応の知識や経験を持つ県・市職員などを派遣して、被災者対策など応急対策について支援し、被災地の早期復旧に資するため、「ひょうご災害緊急支援隊」を平常時より組織することとする。</p> <p><u>[削 除]</u></p> <p>(3) 防災体制等の標準化の促進 (略)</p> <p>(4) 県消防防災ヘリコプターと神戸市ヘリコプターとの一体運用 (略)</p> <p>7～8 (略)</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第4節 災害対策拠点の整備・運用 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 災害対策本部室の整備・運用 (1)～(2) (略) (3) 主な設備 ② フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム） 庁内各部局に設置したフェニックス防災端末を庁内LANでネットワーク化するとともに、本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国（<u>消防庁</u>等）、ライフライン事業者等に設置したフェニックス防災端末を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、専用回線、ISDN、衛星回線で結び、情報交換・共有を行う。 4～5 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第4節 災害対策拠点の整備・運用 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 災害対策本部室の整備・運用 (1)～(2) (略) (3) 主な設備 ② フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム） 庁内各部局に設置したフェニックス防災端末を庁内LANでネットワーク化するとともに、本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国（<u>海上保安庁</u>等）、ライフライン事業者等に設置したフェニックス防災端末を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、専用回線、ISDN、衛星回線で結び、情報交換・共有を行う。 4～5 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第5節 情報通信機器・施設の整備・運用 第1 (略) 第2 内容 1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用 (1) 本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国（<u>消防庁</u>等）、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システム（災害</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第5節 情報通信機器・施設の整備・運用 第1 (略) 第2 内容 1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用 (1) 本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国（<u>海上保安庁</u>等）、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システム</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案																																																						
<p>対応総合情報ネットワークシステム)の運用により、県域のみならず、国との連携を強化している。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 市町防災行政無線の整備促進 (略)</p> <p>○ 市町防災行政無線等の整備状況(平成29年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="197 502 840 746"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>整備数</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>29市町</td> <td>65.9%</td> </tr> <tr> <td>その他同報系</td> <td>29市町</td> <td>70.7%</td> </tr> <tr> <td>ひょうご防災ネット</td> <td>40市町</td> <td>97.6%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>41市町</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">移動系</td> <td>防災行政無線</td> <td>25市町</td> <td>61.0%</td> </tr> <tr> <td>その他移動系</td> <td>4市町</td> <td>9.7%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>29市町</td> <td>70.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 地域住民に対する通信連絡手段の整備</p> <p>県、市町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、CATV、有線放送電話、コミュニティFM放送等のメディアの活用、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討し、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮のうえ、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努めることとする。</p> <p>6～8 (略)</p>			整備数	整備率	同報系	防災行政無線	29市町	65.9%	その他同報系	29市町	70.7%	ひょうご防災ネット	40市町	97.6%	全体(重複除く)	41市町	100.0%	移動系	防災行政無線	25市町	61.0%	その他移動系	4市町	9.7%	全体(重複除く)	29市町	70.7%	<p>(災害対応総合情報ネットワークシステム)の運用により、県域のみならず、国との連携を強化している。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 市町防災行政無線の整備促進 (略)</p> <p>○ 市町防災行政無線等の整備状況(平成31年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1182 502 1825 746"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>整備数</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>32市町</td> <td>78.0%</td> </tr> <tr> <td>その他同報系</td> <td>29市町</td> <td>70.7%</td> </tr> <tr> <td>ひょうご防災ネット</td> <td>40市町</td> <td>97.6%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>41市町</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">移動系</td> <td>防災行政無線</td> <td>26市町</td> <td>63.4%</td> </tr> <tr> <td>その他移動系</td> <td>4市町</td> <td>9.7%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>30市町</td> <td>72.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 地域住民に対する通信連絡手段の整備</p> <p>県、市町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、CATV、有線放送電話、コミュニティFM放送等のメディアの活用、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討し、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮のうえ、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努めることとする。<u>また、避難に関する情報などの緊急情報や気象情報等を配信する「ひょうご防災ネット」を提供するとともに、スマートフォン用アプリの開発及び機能の充実を図り、「ひょうご防災ネット」の普及促進を図ることとする。</u></p> <p>6～8 (略)</p>			整備数	整備率	同報系	防災行政無線	32市町	78.0%	その他同報系	29市町	70.7%	ひょうご防災ネット	40市町	97.6%	全体(重複除く)	41市町	100.0%	移動系	防災行政無線	26市町	63.4%	その他移動系	4市町	9.7%	全体(重複除く)	30市町	72.3%
		整備数	整備率																																																				
同報系	防災行政無線	29市町	65.9%																																																				
	その他同報系	29市町	70.7%																																																				
	ひょうご防災ネット	40市町	97.6%																																																				
	全体(重複除く)	41市町	100.0%																																																				
移動系	防災行政無線	25市町	61.0%																																																				
	その他移動系	4市町	9.7%																																																				
	全体(重複除く)	29市町	70.7%																																																				
		整備数	整備率																																																				
同報系	防災行政無線	32市町	78.0%																																																				
	その他同報系	29市町	70.7%																																																				
	ひょうご防災ネット	40市町	97.6%																																																				
	全体(重複除く)	41市町	100.0%																																																				
移動系	防災行政無線	26市町	63.4%																																																				
	その他移動系	4市町	9.7%																																																				
	全体(重複除く)	30市町	72.3%																																																				

風水害等対策計画

現 行	修 正 案																				
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第6節 防災拠点の整備 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 広域防災拠点（ブロック拠点）の整備 (1) (略) (2) 構成 ③ 整備計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ブロック拠点名</th> <th>位置</th> <th>備蓄倉庫 延床面積</th> <th>整備期間</th> <th>供用開始年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>但馬広域防災拠点</td> <td>豊岡市岩井 (但馬空港内)</td> <td>823 m²</td> <td>平成11～13年度</td> <td>平成13年8月</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～8 (略)</p>	ブロック拠点名	位置	備蓄倉庫 延床面積	整備期間	供用開始年月	但馬広域防災拠点	豊岡市岩井 (但馬空港内)	823 m ²	平成11～13年度	平成13年8月	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第6節 防災拠点の整備 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 広域防災拠点（ブロック拠点）の整備 (1) (略) (2) 構成 ③ 整備計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ブロック拠点名</th> <th>位置</th> <th>備蓄倉庫 延床面積</th> <th>整備期間</th> <th>供用開始年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>但馬広域防災拠点</td> <td>豊岡市岩井 (但馬空港内)</td> <td>810 m²</td> <td>平成11～13年度</td> <td>平成13年8月</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～8 (略)</p>	ブロック拠点名	位置	備蓄倉庫 延床面積	整備期間	供用開始年月	但馬広域防災拠点	豊岡市岩井 (但馬空港内)	810 m ²	平成11～13年度	平成13年8月
ブロック拠点名	位置	備蓄倉庫 延床面積	整備期間	供用開始年月																	
但馬広域防災拠点	豊岡市岩井 (但馬空港内)	823 m ²	平成11～13年度	平成13年8月																	
ブロック拠点名	位置	備蓄倉庫 延床面積	整備期間	供用開始年月																	
但馬広域防災拠点	豊岡市岩井 (但馬空港内)	810 m ²	平成11～13年度	平成13年8月																	
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第8節 防災資機材の整備 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 救助資機材 (1) (略) (2) 救助要員用資機材 ①～② (略) ③ 県警察本部は、交番・駐在所単位でレスキュー・ユニット（簡易救助器具）を整備することとする。 3～6 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第8節 防災資機材の整備 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 救助資機材 (1) (略) (2) 救助要員用資機材 ①～② (略) ③ 県警察本部は、交番・駐在所単位で破壊用具フォース（レスキュー・ユニット）を整備することとする。 3～6 (略)</p>																				

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第9節 災害救急医療システムの整備</p> <p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県健康福祉部障害福祉局、病院局、市町〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害救急医療情報システムの整備</p> <p>(1) 災害救急医療情報指令センターの整備</p> <p>県は、医療機関、マンパワー、ライフライン、道路状況等総合的な情報をもとに、救護班の派遣や患者搬送等を指示・要請する災害救急医療情報指令センターを災害医療センター内に整備することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 救急搬送システムの整備</p> <p>県は、災害救急医療情報指令センター等が搬送機関へ迅速かつ的確に、災害救急医療情報システム等により把握した情報の提供や搬送等の指示・要請ができる体制を整備するとともに、防災関係機関と連携し、ヘリコプター等による搬送体制や災害拠点病院等でのヘリポート、SCU(広域搬送拠点臨時医療施設)、災害派遣用車両(DMATカー)の整備促進等に努めることとする。</p> <p>3 災害救急医療システムの充実</p> <p>県は、災害救急医療システムの充実を災害医療センターの整備にあわせて行うこととする。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第9節 災害救急医療システムの整備</p> <p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、<u>県健康福祉部社会福祉局</u>、県健康福祉部健康局、県健康福祉部障害福祉局、病院局、市町〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害救急医療情報システムの整備</p> <p>(1) 災害救急医療情報指令センターの整備</p> <p>県は、<u>健康福祉部長を本部長とする保健医療調整本部を立ち上げるとともに</u>、医療機関、マンパワー、ライフライン、道路状況等総合的な情報をもとに、救護班の派遣や患者搬送等を指示・要請する災害救急医療情報指令センターを災害医療センター内に整備することとする。</p> <p><u>※ 保健医療調整本部・・・保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅延なく行うための本部</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 救急搬送システムの整備</p> <p>県は、災害救急医療情報指令センター等が搬送機関へ迅速かつ的確に、災害救急医療情報システム等により把握した情報の提供や搬送等の指示・要請ができる体制を整備するとともに、防災関係機関と連携し、ヘリコプター等による搬送体制や災害拠点病院等でのヘリポート、SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)、災害派遣用車両(DMATカー)の整備促進等に努めることとする。</p> <p>3 災害救急医療システムの充実</p> <p>県は、災害救急医療システムの充実を災害医療センターの整備にあわせて行うこととする。</p> <p><u>また、災害医療対応を行う圏域設定については、県民局又は県民センターに</u></p>

現 行	修 正 案
<p>県、市町等は、各二次保健医療圏域における災害救急医療体制の充実・強化を図るとともに、各二次保健医療圏域ごとに（略）</p> <p>4 機動性のある医療チーム等の整備 (1)～(4) （略）</p> <p>災害救急医療システム概念図</p>	<p>災害対策地方本部が設定されて県民局等の単位で災害対応を行うことから、県民局・県民センターと一致する圏域で災害医療圏域を設定する。</p> <p>県、市町等は、各災害医療圏域における災害救急医療体制の充実・強化を図るとともに、各災害医療圏域ごとに（略）</p> <p>4 機動性のある医療チーム等の整備 (1)～(4) （略）</p> <p>災害救急医療システム概念図</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案																						
<p>5 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」等の整備 (1)～(2) (略) (3) 県は、発災後 <u>72</u>時間以内に活動を開始するDPAT先遣隊を組織し、DPAT事務局等と協力して、各関係機関等との連携体制を整備することとする。</p>	<p>5 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」等の整備 (1)～(2) (略) (3) 県は、発災後 <u>48</u>時間以内に活動を開始するDPAT先遣隊を組織し、DPAT事務局等と協力して、各関係機関等との連携体制を整備することとする。</p>																						
<p>6 兵庫県災害医療センターの運営 (略)</p> <table border="1" data-bbox="147 507 952 866"> <thead> <tr> <th colspan="2">兵庫県災害医療センター</th> <th rowspan="2">神戸赤十字病院</th> </tr> <tr> <th>病院機能</th> <th>病院以外の機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平時 1 救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供 2 ドクターカーによる患者搬送</td> <td>1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示 2 災害時に備えた医薬品等の備蓄 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施</td> <td>1 地域医療の提供 2 災害医療センターでの救命救急措置終了後の患者受入れ 3 2次救急医療の提供</td> </tr> <tr> <td>災害時 1 被災地からの重症患者等の受入れ 2 30床から100床に増床 3 救護班等の派遣</td> <td>災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請</td> <td>1 被災地からの患者の受入れ 2 310床から500床に増床 3 救護班等の派遣</td> </tr> </tbody> </table>	兵庫県災害医療センター		神戸赤十字病院	病院機能	病院以外の機能	平時 1 救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供 2 ドクターカーによる患者搬送	1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示 2 災害時に備えた医薬品等の備蓄 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施	1 地域医療の提供 2 災害医療センターでの救命救急措置終了後の患者受入れ 3 2次救急医療の提供	災害時 1 被災地からの重症患者等の受入れ 2 30床から100床に増床 3 救護班等の派遣	災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請	1 被災地からの患者の受入れ 2 310床から500床に増床 3 救護班等の派遣	<p>6 兵庫県災害医療センターの運営 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1135 507 1939 866"> <thead> <tr> <th colspan="2">兵庫県災害医療センター</th> <th rowspan="2">神戸赤十字病院</th> </tr> <tr> <th>病院機能</th> <th>病院以外の機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平時 1 高度救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供 2 ドクターカーによる患者搬送</td> <td>1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示 2 災害時に備えた医薬品等の備蓄 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施</td> <td>1 地域医療の提供 2 災害医療センターでの救命救急措置終了後の患者受入れ 3 2次救急医療の提供</td> </tr> <tr> <td>災害時 1 被災地からの重症患者等の受入れ 2 30床から100床に増床 3 救護班等の派遣</td> <td>災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請</td> <td>1 被災地からの患者の受入れ 2 310床から500床に増床 3 救護班等の派遣</td> </tr> </tbody> </table>	兵庫県災害医療センター		神戸赤十字病院	病院機能	病院以外の機能	平時 1 高度救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供 2 ドクターカーによる患者搬送	1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示 2 災害時に備えた医薬品等の備蓄 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施	1 地域医療の提供 2 災害医療センターでの救命救急措置終了後の患者受入れ 3 2次救急医療の提供	災害時 1 被災地からの重症患者等の受入れ 2 30床から100床に増床 3 救護班等の派遣	災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請	1 被災地からの患者の受入れ 2 310床から500床に増床 3 救護班等の派遣
兵庫県災害医療センター		神戸赤十字病院																					
病院機能	病院以外の機能																						
平時 1 救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供 2 ドクターカーによる患者搬送	1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示 2 災害時に備えた医薬品等の備蓄 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施	1 地域医療の提供 2 災害医療センターでの救命救急措置終了後の患者受入れ 3 2次救急医療の提供																					
災害時 1 被災地からの重症患者等の受入れ 2 30床から100床に増床 3 救護班等の派遣	災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請	1 被災地からの患者の受入れ 2 310床から500床に増床 3 救護班等の派遣																					
兵庫県災害医療センター		神戸赤十字病院																					
病院機能	病院以外の機能																						
平時 1 高度救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供 2 ドクターカーによる患者搬送	1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示 2 災害時に備えた医薬品等の備蓄 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施	1 地域医療の提供 2 災害医療センターでの救命救急措置終了後の患者受入れ 3 2次救急医療の提供																					
災害時 1 被災地からの重症患者等の受入れ 2 30床から100床に増床 3 救護班等の派遣	災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請	1 被災地からの患者の受入れ 2 310床から500床に増床 3 救護班等の派遣																					
<p>7 災害拠点病院の整備 県及び災害拠点病院（県下10の二次保健医療圏域に<u>17</u>病院）の開設者は、各災害拠点病院について、耐震強化を図るとともに、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート等の施設・設備整備を推進することとする。</p>	<p>7 災害拠点病院の整備 県及び災害拠点病院（県下10の災害医療圏域に<u>18</u>病院）の開設者は、各災害拠点病院について、耐震強化を図るとともに、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート等の施設・設備整備を推進することとする。</p>																						
<p>8 (略)</p> <p>9 医薬品等の確保 (1)～(2) (略) (3) 県、市町等は、発災後3日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に特に留意することとする。 (4) (略)</p>	<p>8 (略)</p> <p>9 医薬品等の確保 (1)～(2) (略) (3) 県、市町等は、発災後3日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品等（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に特に留意することとする。 (4) (略)</p>																						
<p>10～11 (略)</p>	<p>10～11 (略)</p>																						

現 行	修 正 案
<p>12 市町における災害医療体制等の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、<u>二次医療圏</u>内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図ることとする。</p> <p><u>〔新設〕</u></p>	<p>12 市町における災害医療体制等の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、<u>災害医療圏</u>内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図ることとする。</p> <p>13 <u>兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備等</u></p> <p>県は、兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（以下、「DHEAT」という）の体制を整備・充実強化するとともに、<u>公衆衛生医師、保健師等の災害時の保健医療活動を担う職員を対象として、専門的な研修を実施する。</u></p> <p><参考></p> <p>○災害時における DHEAT と DMAT、DPAT、保健師チームとの連携</p> <p>災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT:Disaster Health Assistance Team）</p> <p>初期の公衆衛生ニーズのアセスメントの支援 外部から派遣が必要な公衆衛生職種・人数の把握 被災地の公衆衛生責任者の意思決定を補佐 情報の「見える化」と災害対策本部への情報還元 広域的視点でのマネジメントの支援 管轄市町村ごとの情報分析・見える化（地域間格差） 県災害対策本部、県現地対策本部、市町村対策本部への報告 アセスメント結果に基づいた保健医療チームの調整 廃棄物、汚水、水道等の環境衛生対策</p> <p>中長期的な保健医療再建計画の策定支援</p> <p>※発災からの時間はあくまで想定</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案														
<p>13 市町地域防災計画で定めるべき事項 (略)</p>	<p>○「兵庫県災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)」とは</p> <table border="1" data-bbox="1167 300 1939 627"> <thead> <tr> <th colspan="2">DHEAT の活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目的</td> <td>重大な健康危機が発生した場合に、被災都道府県等の本庁及び保健所に設置される健康危機管理組織の長による指揮調整機能、急性期から慢性期までの「医療提供体制の再構築及び避難所等における保健予防活動と生活環境衛生の確保」に係る情報収集、分析評価、連絡調整等のマネジメント業務などを補佐することにより、被災地の保健医療活動を支援</td> </tr> <tr> <td>活動期間</td> <td>概ね、発災後 48 時間から 1 か月程度</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>要救護者支援に向けた避難所等ニーズ把握、支援量 (人/物) 分析、支援計画策定</td> </tr> <tr> <td>活動拠点</td> <td>DHEAT 活動拠点本部 (健康福祉事務所等)</td> </tr> <tr> <td>活動場所</td> <td>本庁、保健所</td> </tr> <tr> <td>チーム構成</td> <td>専門的な研修を受講した職員の中から、公衆衛生医師、保健師、薬剤師、獣医師、管理栄養士、精神保健福祉士、臨床心理技術者、業務調整員等</td> </tr> </tbody> </table> <p>14 市町地域防災計画で定めるべき事項 (略)</p>	DHEAT の活動内容		目的	重大な健康危機が発生した場合に、被災都道府県等の本庁及び保健所に設置される健康危機管理組織の長による指揮調整機能、急性期から慢性期までの「医療提供体制の再構築及び避難所等における保健予防活動と生活環境衛生の確保」に係る情報収集、分析評価、連絡調整等のマネジメント業務などを補佐することにより、被災地の保健医療活動を支援	活動期間	概ね、発災後 48 時間から 1 か月程度	活動内容	要救護者支援に向けた避難所等ニーズ把握、支援量 (人/物) 分析、支援計画策定	活動拠点	DHEAT 活動拠点本部 (健康福祉事務所等)	活動場所	本庁、保健所	チーム構成	専門的な研修を受講した職員の中から、公衆衛生医師、保健師、薬剤師、獣医師、管理栄養士、精神保健福祉士、臨床心理技術者、業務調整員等
DHEAT の活動内容															
目的	重大な健康危機が発生した場合に、被災都道府県等の本庁及び保健所に設置される健康危機管理組織の長による指揮調整機能、急性期から慢性期までの「医療提供体制の再構築及び避難所等における保健予防活動と生活環境衛生の確保」に係る情報収集、分析評価、連絡調整等のマネジメント業務などを補佐することにより、被災地の保健医療活動を支援														
活動期間	概ね、発災後 48 時間から 1 か月程度														
活動内容	要救護者支援に向けた避難所等ニーズ把握、支援量 (人/物) 分析、支援計画策定														
活動拠点	DHEAT 活動拠点本部 (健康福祉事務所等)														
活動場所	本庁、保健所														
チーム構成	専門的な研修を受講した職員の中から、公衆衛生医師、保健師、薬剤師、獣医師、管理栄養士、精神保健福祉士、臨床心理技術者、業務調整員等														
<p>第 2 編 災害予防計画 第 2 章 災害応急対策への備えの充実 第 10 節 緊急輸送体制の整備 第 1 (略) 第 2 内容 1 緊急輸送道路ネットワークの設定 (1)～(3) 略 <空からのアクセスポイント> 大阪国際空港、神戸空港、コウノトリ但馬空港、神戸ヘリポート 2～7 (略)</p>	<p>第 2 編 災害予防計画 第 2 章 災害応急対策への備えの充実 第 10 節 緊急輸送体制の整備 第 1 (略) 第 2 内容 1 緊急輸送道路ネットワークの設定 (1)～(3) 略 <空からのアクセスポイント> 大阪国際空港、神戸空港、コウノトリ但馬空港 2～7 (略)</p>														

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 第1 (略) 第2 内容 1～10 (略) <u>〔新設〕</u></p> <p>11 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定緊急避難場所の指定箇所 (2) 指定避難所の指定箇所 (3) 管理・運営体制の整備 (4) 設備・備蓄等の整備 (5) 運営組織の育成 (6) その他必要な事項 	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 第1 (略) 第2 内容 1～10 (略) 11 <u>「マイ避難カード」の普及による県民の避難意識の向上</u> 県、市町は、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング(逃げ時)」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、県民の避難意識の向上を図ることとする。</p> <p>12 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定緊急避難場所の指定箇所 (2) 指定避難所の指定箇所 (3) 管理・運営体制の整備 (4) 設備・備蓄等の整備 (5) 運営組織の育成 (6) その他必要な事項
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第12節 備蓄体制等の整備 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 食料 (1) 備蓄、調達</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第12節 備蓄体制等の整備 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 食料 (1) 備蓄、調達</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>①～③ (略)</p> <p>④ 方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ(7) 米穀 …………… (略) <u>政府米の販売業務を委託している受託事業者からの供出</u></p> <p>(イ)～(カ) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>①～③ (略)</p> <p>④ 方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ(7) 米穀 …………… (略) <u>政府所有米穀の販売等業務を委託している受託事業者からの引渡し</u></p> <p>(イ)～(カ) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第14節 廃棄物対策の充実</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時の廃棄物処理に関する応援協定</p> <p>県及び神戸市安全協力会、(一社)兵庫県産業廃棄物協会、(一社)兵庫県水質保全センター、(一社)日本建設業連合会(関西支部)、兵庫県環境整備事業協同組合及び兵庫県環境事業商工組合との間で、県の要請・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみをつくるために、平成17年9月以降、順次、災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。</p> <p>協定内容 ① 県が被災市町の要請を受け各団体に要請・調整</p> <p>② ①に基づき各団体が被災市町を応援</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第14節 廃棄物対策の充実</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時の廃棄物処理に関する応援協定</p> <p>県及び神戸市安全協力会、(一社)兵庫県産業資源循環協会、(一社)兵庫県水質保全センター、(一社)日本建設業連合会(関西支部)、兵庫県環境整備事業協同組合及び兵庫県環境事業商工組合との間で、県の要請・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみをつくるために、平成17年9月以降、順次、災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。</p> <p>協定内容 ① 県が被災市町の要請を受け各団体に要請・調整</p> <p>② ①に基づき各団体が被災市町を応援</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第15節 災害時要援護者支援対策の充実 第1 (略) 第2 内容 1 災害時要援護者支援体制の整備 (1)～(3) (略) (4) 地域における避難支援体制の整備 市町は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努めることとする。 自主防災組織、自治会等の民間団体（以下、「自主防災組織等」という。）は、避難行動要支援者の避難に係る個別の支援計画の策定に取り組むこととする。</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第15節 災害時要援護者支援対策の充実 第1 (略) 第2 内容 1 災害時要援護者支援体制の整備 (1)～(3) (略) (4) 地域における避難支援体制の整備 市町は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努めることとする。 自主防災組織、自治会等の民間団体（以下、「自主防災組織等」という。）は、避難行動要支援者の避難に係る個別の支援計画の策定に取り組むこととする。 <u>県は、防災と福祉の連携の促進を図るため、市町や地域の取組を支援するとともに、情報発信や人材育成を実施することとする。</u></p> <p>2～8 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第16節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 災害ボランティア活動の環境整備 (1)～(2) (略) (3) ボランティア活動の支援拠点の整備 県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社<u>その他</u>ボランティア団体と連携を<u>図りながら</u>、県域、市町</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第16節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 災害ボランティア活動の環境整備 (1)～(2) (略) (3) ボランティア活動の支援拠点の整備 県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、<u>ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、</u></p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。</p> <p>なお、県においては、県民ボランティア活動の全県的支援拠点であるひょうごボランティアプラザにおいて、地域支援拠点や中間支援組織に対する支援や情報ネットワークの基盤強化をコンセプトに、交流・ネットワーク、情報の提供、相談、人材育成等の支援事業を展開することとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り</u>、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。</p> <p>なお、県においては、県民ボランティア活動の全県的支援拠点であるひょうごボランティアプラザにおいて、地域支援拠点や中間支援組織に対する支援や情報ネットワークの基盤強化をコンセプトに、交流・ネットワーク、情報の提供、相談、人材育成等の支援事業を展開することとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第17節 水防対策等の充実</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 浸水想定区域</p> <p>(1) 浸水想定区域の指定・公表等</p> <p>① 洪水浸水想定区域</p> <p>国土交通大臣または知事は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に係る河川について、洪水浸水想定区域の指定を行う。また、指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町に通知する。<u>また、知事は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、関係市町へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) 浸水想定区域における避難確保措置</p> <p>(略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第17節 水防対策等の充実</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 浸水想定区域</p> <p>(1) 浸水想定区域の指定・公表等</p> <p>① 洪水浸水想定区域</p> <p>国土交通大臣または知事は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に係る河川について、洪水浸水想定区域の指定を行う。また、指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町に通知する。<u>あわせて、知事は、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川についても、総合治水条例に基づき、洪水浸水想定区域の指定を行うとともに、指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表し、関係市町に通知する。</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) 浸水想定区域における避難確保措置</p> <p>(略)</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>浸水想定区域をその区域に含む市町は、市町地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を住民へ周知することとする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>参考</p> <p>【水防法に基づく事務処理の流れ：河川】</p> <p>洪水浸水想定区域の指定【法第14条第1項】</p> <p>指定区域及び想定される浸水深の明示【法第14条第2項】</p> <p>指定区域及び想定される浸水深の公表及び関係市町への通知【法第14条第3項】</p> <p>市町村地域防災計画に定められた地下街等の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。【法第15条の2第1項及び第2項】</p>	<p>浸水想定区域をその区域に含む市町は、市町地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を住民へ周知することとする。</p> <p><u>浸水区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市町長は同計画を作成するよう指示することとする。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>参考</p> <p>【水防法に基づく事務処理の流れ：河川】</p> <p>洪水浸水想定区域の指定【法第14条第1項】</p> <p>指定区域及び想定される浸水深等の明示【法第14条第2項】</p> <p>指定区域及び想定される浸水深等の公表及び関係市町への通知【法第14条第3項】</p> <p><u>洪水予報河川等以外の河川のうち洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。【法第15条の11】</u></p> <p>市町村地域防災計画に定められた地下街等の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。【法第15条の2第1項及び第3項】</p> <p><u>市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、市町村長に報告しなければならない。【法第15条の3第1項及び第2項】</u></p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第18節 土砂災害対策の充実</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 市町の責務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時要援護者が利用する施設に対する対応</p> <p>市町は、土砂災害警戒区域の指定があったとき、当該警戒区域内に災害時要援護者が利用する施設がある場合には、施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を市町地域防災計画に定めることとする。</p> <p>5 その他の対策</p> <p>(1) 土砂災害のおそれのある場所情報の提供</p> <p>① (略)</p> <p>② 山地災害危険地区の点検</p> <p>県は、<u>26年8月豪雨による丹波市及び広島市の土砂災害を契機に、山地災害危険地区(未指定の危険地区を含む)の総点検を、26年度から29年度の4年間で実施することとし、点検結果を市町へ連絡するとともに、県ホームページに反映させることとする。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第18節 土砂災害対策の充実</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 市町等の責務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時要援護者が利用する施設に対する対応</p> <p>市町は、土砂災害警戒区域の指定があったとき、当該警戒区域内に災害時要援護者が利用する施設が<u>あって、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を市町地域防災計画に定めることとする。</u></p> <p><u>また、土砂災害警戒区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市町長は同計画を作成するよう指示することとする。</u></p> <p>5 その他の対策</p> <p>(1) 土砂災害のおそれのある場所情報の提供</p> <p>① (略)</p> <p>② 山地災害危険地区の点検</p> <p>県は、<u>土砂災害等に伴い新たに設定した山地災害危険地区について市町へ情報提供するとともに、県ホームページに反映させることとする。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>(7) <u>住宅</u>の土砂災害対策への支援 県は、土砂災害特別警戒区域内の<u>既存住宅を改修又は移転する者</u>に対し助成を行う市町に対し、助成を行うこととする。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(7) <u>建築物</u>の土砂災害対策への支援 県は、土砂災害特別警戒区域内の<u>住宅の移転・改修又は建築物（ホテル・旅館）の改修</u>に対し助成を行う市町に対し、助成を行うこととする。</p> <p>6 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第20節 災害対策基金の積立・運用 第1 (略) 第2 内容 1 災害救助基金 (1) 積立額 災害救助法第 <u>38</u> 条の規定により、災害救助基金の各年度における最小額は県の当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税収入額決算額の平均年額の5/1000に相当する額とし、災害救助基金がその最小額に達していない場合は、政令で定める金額を、当該年度において積み立てることとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第20節 災害対策基金の積立・運用 第1 (略) 第2 内容 1 災害救助基金 (1) 積立額 災害救助法第 <u>23</u> 条の規定により、災害救助基金の各年度における最小額は県の当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税収入額決算額の平均年額の5/1000に相当する額から、当該額に救助実施市人口割合（救助実施市を包括する都道府県の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。）に占める救助実施市の人口の割合をいう。）の合計を乗じて得た額を減じた額とし、災害救助基金がその最小額に達していない場合は、政令で定める金額を、当該年度において積み立てることとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第1節 防災に関する学習等の充実 第1 (略) 第2 内容</p>	<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第1節 防災に関する学習等の充実 第1 (略) 第2 内容</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>1～7 (略)</p> <p>8 学校における防災教育</p> <p>(1) 教育委員会の取り組み</p> <p>① 防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 学校防災計画策定に係る課題整理と調整について</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 防災教育推進指導員養成講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「初級」、「中級」、「上級」の各編で構成。2年間で修了 <p>ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災教育推進指導員養成講座「上級編」修了者等により編成（170名程度） <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時には、要請に基づき県内外の防災研修会で指導助言に当たり、県内各地域の防災体制の整備充実について積極的に協力し、兵庫の防災教育を推進 <p>(略)</p> <p>(2) 各学校の取り組み</p> <p>① 学校における防災教育の充実</p> <p>ア 様々な災害から自らの命を守るために、適切に判断し、主体的に行動する態度を育成</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>9～11 (略)</p>	<p>1～7 (略)</p> <p>8 学校における防災教育</p> <p>(1) 教育委員会の取り組み</p> <p>① 防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 学校防災計画策定に関する課題整理と調整について</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 防災教育推進指導員養成講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「初級」、「中級」、「上級」の各編で構成。1年間で修了 <p>ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災教育推進指導員養成講座「上級編」修了者等により編成 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時には、自校における防災教育の充実を図るとともに、要請に基づき県内外の防災研修会で指導助言に当たり、県内各地域の防災体制の整備充実について積極的に協力し、兵庫の防災教育を推進 <p>(略)</p> <p>(2) 各学校の取り組み</p> <p>① 学校における防災教育の充実</p> <p>ア 様々な災害から自らの命を守るために、主体的に判断し行動する力を育成</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>9～11 (略)</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第2節 自主防災体制の育成 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 自主防災組織の育成 (1)～(2) (略) (3) 自主防災組織の活動 ①～② (略) ③ 活動内容 ア 平時の活動 (ア)～(ケ) (略) <u>〔新設〕</u> イ (略) ④ (略) (4) (略) 3 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第2節 自主防災体制の育成 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 自主防災組織の育成 (1)～(2) (略) (3) 自主防災組織の活動 ①～② (略) ③ 活動内容 ア 平時の活動 (ア)～(ケ) (略) <u>(コ) 地域における「マイ避難カード」作成の普及促進</u> イ (略) ④ (略) (4) (略) 3 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第4節 企業等の地域防災活動への参画推進 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 企業等の平常時対策 (1) (略) (2) 県、市町は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災</p>	<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第4節 企業等の地域防災活動への参画推進 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 企業等の平常時対策 (1) (略) (2) 県、市町は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行うこととする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行うこととする。</p> <p><u>また、県は、災害時において事業の継続が図られるよう、企業の事業継続計画（BCP）作成にむけた支援を行うこととする。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第1節 治山・治水地策の総合的推進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>(略)</p> <p>1 頻発する風水害に備える総合的な治水対策</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 高潮対策の推進</p> <p>人口資産が集積している県南部沿岸地域において、台風等による高潮被害に備え、未整備区間の防潮堤や水門、排水機場等の整備を推進する。</p> <p>2 山の管理の徹底・土砂災害対策</p> <p>近年記録的な豪雨が頻発している中、依然として、多くの未対策箇所が残っていることから、災害発生時に影響の大きい箇所を優先し、引き続き、治山ダムや砂防えん堤等の整備、山の管理の徹底による森林の防災機能を強化する。</p> <p>(1) 土砂災害対策の推進（第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画）</p> <p>[人家等保全対策]</p> <p><u>保全対象の人家が多い未対策箇所(概ね5戸以上)のうち、災害発生時に影響が大きい谷出口周辺等に人家がある箇所など、緊急性が高い箇所等で、砂防えん堤等の整備を推進する。</u></p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第1節 治山・治水地策の総合的推進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>(略)</p> <p>1 頻発する風水害に備える総合的な治水対策</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 高潮対策の推進</p> <p>人口資産が集積している県南部沿岸地域において、台風等による高潮被害に備え、未整備区間の防潮堤や水門、排水機場等の整備を推進する。<u>また、平成30年台風第21号で浸水被害が発生した地区の再度災害防止を実施する。</u></p> <p>2 山の管理の徹底・土砂災害対策</p> <p>近年記録的な豪雨が頻発している中、依然として、多くの未対策箇所が残っていることから、災害発生時に影響の大きい箇所を優先し、引き続き、治山ダムや砂防堰堤等の整備、山の管理の徹底による森林の防災機能を強化する。</p> <p>(1) 土砂災害対策の推進（第3次山地防災・土砂災害対策計画）</p> <p>[人家等保全対策]</p> <p><u>土砂災害特別警戒区域（R区域）に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家があるなど、緊急性の高い箇所</u>で、<u>治山ダムや砂防堰堤等を重点的に整備する。</u></p> <p>・<u>828箇所（治山ダム438箇所、砂防堰堤等390箇所）を6年間で整備</u></p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>・ <u>630 箇所（治山ダム 350 箇所、砂防えん堤等 280 箇所）を 5 年間で整備</u> [流木・土砂流出防止対策] <u>流木等による下流への被害拡大を防止するため、谷筋にスギ、ヒノキが植林されている溪流等を対象に、緊急性の高い箇所から治山ダムの整備を推進する。</u></p> <p>・ <u>194 箇所を 5 年間で整備</u></p> <p>[災害に強い森づくり] 人工林が大半を占める溪流勾配 15 度以上の溪流に加え、谷上流部に勾配 30 度以上の凹型斜面がある 15 度未満の溪流で、災害緩衝林の造成を推進する。</p> <p>・ <u>165 箇所を 5 年間で整備</u></p> <p>[災害対応] <u>平成 26 年 8 月豪雨災害で甚大な被害を受けた丹波市等で被災箇所の二次被害防止対策を推進する。</u></p> <p>・ <u>64 箇所（治山事業 36 箇所、砂防事業 28 箇所）を計画期間内に整備</u></p> <p>3 自然災害に備える(ソフト対策) (略) 市町等の水防活動や避難勧告発令時期の判断等を支援する洪水予測等の防災活動支援情報を充実するなど、迅速・的確な情報発信に取り組む。 また、県民防災意識を高揚し、自発的な避難判断・行動を喚起できるよう、防災知識の普及・啓発等に取り組む。</p> <p>(1) 減災のための情報発信 [県民への災害危険情報の提供] ・ 県下全 685 河川の洪水浸水想定区域図のCGハザードマップへの掲載等、最新の災害危険情報を提供</p> <p>(2) (略)</p>	<p>[流木・土砂流出防止対策] <u>人工林率の高い谷筋や〇次谷（谷の最上流部で明瞭な谷地形になる前の凹型地形）の存在する山腹斜面において、流木災害や崩壊のおそれがある箇所に治山ダムや山腹工を整備する。</u></p> <p>・ <u>240 箇所を 6 年間で整備</u></p> <p>[災害に強い森づくり] 人工林が大半を占め、谷上流部に勾配 30 度以上の凹型斜面がある 15 度未満の溪流で、災害緩衝林の造成を推進する。</p> <p>・ <u>38 箇所を 6 年間で整備</u></p> <p>3 自然災害に備える(ソフト対策) (略) 市町等の水防活動や避難勧告発令の判断等を支援する洪水予測等の防災活動支援情報を充実するなど、迅速・的確な情報発信に取り組む。 また、県民防災意識を高揚し、自発的な避難判断・行動を喚起できるよう、防災知識の普及・啓発等に取り組む。</p> <p>(1) 減災のための情報発信 [県民への災害危険情報の提供] ・ 県下全 685 河川の計画降雨による洪水浸水想定区域図のCGハザードマップへの掲載に加え、新たに想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図等の情報の提供等、最新の災害危険情報を提供</p> <p>(2) (略)</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案																																														
<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第1款 河川施設の整備 第1 (略) 第2 内容 1 事業計画 (1) 県(県土整備部)所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域河川改修事業</td> <td>12河川</td> </tr> <tr> <td>地震・高潮対策河川事業</td> <td>7河川</td> </tr> <tr> <td>調節池整備事業</td> <td>3河川</td> </tr> <tr> <td>住宅市街地基盤整備事業</td> <td>5河川</td> </tr> <tr> <td>床上浸水対策特別緊急事業</td> <td>1河川</td> </tr> <tr> <td>河川総合開発事業</td> <td>21ダム</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 近畿地方整備局所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直轄河川改修事業</td> <td>加古川、猪名川、揖保川、円山川の河川改修事業を継続実施する。</td> </tr> <tr> <td>直轄河川工作物関連応急対策事業</td> <td>樋門等河川工作物の改築</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略) 2 (略)</p>	事業名	事業内容	広域河川改修事業	12河川	地震・高潮対策河川事業	7河川	調節池整備事業	3河川	住宅市街地基盤整備事業	5河川	床上浸水対策特別緊急事業	1河川	河川総合開発事業	21ダム	事業名	事業内容	直轄河川改修事業	加古川、猪名川、揖保川、円山川の河川改修事業を継続実施する。	直轄河川工作物関連応急対策事業	樋門等河川工作物の改築	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第1款 河川施設の整備 第1 (略) 第2 内容 1 事業計画 (1) 県(県土整備部)所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模特定河川事業</td> <td>5河川</td> </tr> <tr> <td>事業関連河川事業</td> <td>1河川</td> </tr> <tr> <td>広域河川改修事業</td> <td>16河川</td> </tr> <tr> <td>地震・高潮対策河川事業</td> <td>7河川</td> </tr> <tr> <td>調節池整備事業</td> <td>1河川</td> </tr> <tr> <td>住宅市街地基盤整備事業</td> <td>4河川</td> </tr> <tr> <td>河川総合開発事業</td> <td>21ダム</td> </tr> <tr> <td>総合流域防災事業</td> <td>15河川</td> </tr> <tr> <td>広域連携事業</td> <td>1ダム</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 近畿地方整備局所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直轄河川改修事業</td> <td>加古川、猪名川、揖保川、円山川の河川改修事業を継続実施する。</td> </tr> <tr> <td>直轄河川工作物応急対策事業</td> <td>樋門等河川工作物の改築</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略) 2 (略)</p>	事業名	事業内容	大規模特定河川事業	5河川	事業関連河川事業	1河川	広域河川改修事業	16河川	地震・高潮対策河川事業	7河川	調節池整備事業	1河川	住宅市街地基盤整備事業	4河川	河川総合開発事業	21ダム	総合流域防災事業	15河川	広域連携事業	1ダム	事業名	事業内容	直轄河川改修事業	加古川、猪名川、揖保川、円山川の河川改修事業を継続実施する。	直轄河川工作物応急対策事業	樋門等河川工作物の改築
事業名	事業内容																																														
広域河川改修事業	12河川																																														
地震・高潮対策河川事業	7河川																																														
調節池整備事業	3河川																																														
住宅市街地基盤整備事業	5河川																																														
床上浸水対策特別緊急事業	1河川																																														
河川総合開発事業	21ダム																																														
事業名	事業内容																																														
直轄河川改修事業	加古川、猪名川、揖保川、円山川の河川改修事業を継続実施する。																																														
直轄河川工作物関連応急対策事業	樋門等河川工作物の改築																																														
事業名	事業内容																																														
大規模特定河川事業	5河川																																														
事業関連河川事業	1河川																																														
広域河川改修事業	16河川																																														
地震・高潮対策河川事業	7河川																																														
調節池整備事業	1河川																																														
住宅市街地基盤整備事業	4河川																																														
河川総合開発事業	21ダム																																														
総合流域防災事業	15河川																																														
広域連携事業	1ダム																																														
事業名	事業内容																																														
直轄河川改修事業	加古川、猪名川、揖保川、円山川の河川改修事業を継続実施する。																																														
直轄河川工作物応急対策事業	樋門等河川工作物の改築																																														
<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第2款 内水の排除対策の推進 第1 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第2款 内水の排除対策の推進 第1 (略)</p>																																														

風水害等対策計画

現 行	修 正 案																														
<p>第2 内容</p> <p>1 事業計画</p> <p>(1) 河川高潮対策事業</p> <p>県（県土整備部）所管事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震・高潮対策事業</td> <td>排水施設他 計2河川</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 海岸事業</p> <p>県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28～32</td> <td>高潮対策事業</td> <td>姫路港海岸 排水施設他 計3海岸</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	地震・高潮対策事業	排水施設他 計2河川	年度	事業名	事業内容	28～32	高潮対策事業	姫路港海岸 排水施設他 計3海岸	<p>第2 内容</p> <p>1 事業計画</p> <p>(1) 河川高潮対策事業</p> <p>県（県土整備部）所管事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震・高潮対策河川事業</td> <td>排水施設他 計2河川</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 海岸事業</p> <p>県（県土整備部）所管事業分</p> <p><u>[削除]</u></p>	事業名	事業内容	地震・高潮対策河川事業	排水施設他 計2河川																
事業名	事業内容																														
地震・高潮対策事業	排水施設他 計2河川																														
年度	事業名	事業内容																													
28～32	高潮対策事業	姫路港海岸 排水施設他 計3海岸																													
事業名	事業内容																														
地震・高潮対策河川事業	排水施設他 計2河川																														
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第2節 水害の防止施設等の整備</p> <p>第3款 海岸施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 事業計画</p> <p>(1) 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28～32</td> <td>高潮対策事業</td> <td>福良港海岸（胸壁・護岸（改良）陸開等自動閉鎖化、湾口防波堤他）、尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他） 他 計4海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>侵食対策事業</td> <td>内田海岸（消波堤他） 他 計2海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸環境整備事業</td> <td>田之代海岸（養浜他） 他 計2海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>淡路海岸（護岸補強）、<u>尼崎西宮芦屋港海岸（護岸補強）</u> 他 計10海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港海岸（陸開等遠隔操作化）他、<u>洲本港海岸（護岸（改良））</u> 他 計4海岸</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	28～32	高潮対策事業	福良港海岸（胸壁・護岸（改良）陸開等自動閉鎖化、湾口防波堤他）、尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他） 他 計4海岸		侵食対策事業	内田海岸（消波堤他） 他 計2海岸		海岸環境整備事業	田之代海岸（養浜他） 他 計2海岸		海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強）、 <u>尼崎西宮芦屋港海岸（護岸補強）</u> 他 計10海岸		津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸（陸開等遠隔操作化）他、 <u>洲本港海岸（護岸（改良））</u> 他 計4海岸	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第2節 水害の防止施設等の整備</p> <p>第3款 海岸施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 事業計画</p> <p>(1) 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策事業</td> <td>福良港海岸（湾口防波堤）、<u>尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修））</u> 計2海岸</td> </tr> <tr> <td>侵食対策事業</td> <td><u>島飼海岸（人工リーフ）</u> 計1海岸</td> </tr> <tr> <td>海岸環境整備事業</td> <td><u>赤穂港海岸（養浜他）</u> 計2海岸</td> </tr> <tr> <td>海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>淡路海岸（護岸補強）、<u>東播磨港海岸（護岸補強）</u> 他 計5海岸</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>洲本港海岸（護岸（改良））、<u>香住海岸（陸開（改良））</u> 他 計3海岸</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	高潮対策事業	福良港海岸（湾口防波堤）、 <u>尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修））</u> 計2海岸	侵食対策事業	<u>島飼海岸（人工リーフ）</u> 計1海岸	海岸環境整備事業	<u>赤穂港海岸（養浜他）</u> 計2海岸	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強）、 <u>東播磨港海岸（護岸補強）</u> 他 計5海岸	津波・高潮危機管理対策緊急事業	洲本港海岸（護岸（改良））、 <u>香住海岸（陸開（改良））</u> 他 計3海岸
年度	事業名	事業内容																													
28～32	高潮対策事業	福良港海岸（胸壁・護岸（改良）陸開等自動閉鎖化、湾口防波堤他）、尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他） 他 計4海岸																													
	侵食対策事業	内田海岸（消波堤他） 他 計2海岸																													
	海岸環境整備事業	田之代海岸（養浜他） 他 計2海岸																													
	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強）、 <u>尼崎西宮芦屋港海岸（護岸補強）</u> 他 計10海岸																													
	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸（陸開等遠隔操作化）他、 <u>洲本港海岸（護岸（改良））</u> 他 計4海岸																													
事業名	事業内容																														
高潮対策事業	福良港海岸（湾口防波堤）、 <u>尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修））</u> 計2海岸																														
侵食対策事業	<u>島飼海岸（人工リーフ）</u> 計1海岸																														
海岸環境整備事業	<u>赤穂港海岸（養浜他）</u> 計2海岸																														
海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強）、 <u>東播磨港海岸（護岸補強）</u> 他 計5海岸																														
津波・高潮危機管理対策緊急事業	洲本港海岸（護岸（改良））、 <u>香住海岸（陸開（改良））</u> 他 計3海岸																														

風水害等対策計画

現 行	修 正 案										
<p>(2) 県（農政環境部）所管事業分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 業 名</th> <th style="text-align: center;">事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(農村環境室所管分) 侵食対策事業</td> <td>慶野海岸（潜堤 他）</td> </tr> <tr> <td>(漁港課所管分) 高潮対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>沼島漁港海岸（胸壁他） 丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸開改良他） 妻鹿漁港海岸（排水機場他）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p>	事 業 名	事 業 内 容	(農村環境室所管分) 侵食対策事業	慶野海岸（潜堤 他）	(漁港課所管分) 高潮対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業	沼島漁港海岸（胸壁他） 丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸開改良他） 妻鹿漁港海岸（排水機場他）	<p>(2) 県（農政環境部）所管事業分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 業 名</th> <th style="text-align: center;">事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(漁港課所管分) 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸開改良他） 妻鹿漁港海岸（排水機場他）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p>	事 業 名	事 業 内 容	(漁港課所管分) 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業	丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸開改良他） 妻鹿漁港海岸（排水機場他）
事 業 名	事 業 内 容										
(農村環境室所管分) 侵食対策事業	慶野海岸（潜堤 他）										
(漁港課所管分) 高潮対策事業 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業	沼島漁港海岸（胸壁他） 丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸開改良他） 妻鹿漁港海岸（排水機場他）										
事 業 名	事 業 内 容										
(漁港課所管分) 津波・高潮危機管理対策緊急事業 海岸堤防老朽化対策緊急事業	丸山漁港海岸、沼島漁港海岸（陸開改良他） 妻鹿漁港海岸（排水機場他）										
<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第4款 港湾の防災施設の整備 〔実施機関：近畿地方整備局、県県土整備部土木局〕 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 〔新設〕</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第4款 港湾の防災施設の整備 〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、県県土整備部土木局〕 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 航路標識の整備 海上保安本部は、航路標識の整備・老朽化対策を行うとともに、発災時に航路標識の機能を維持するため、海水侵入防止対策及び予備電源設備の整備に務めることとする。</p>										
<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第5款 漁港の防災施設の整備 第1 (略) 第2 内容</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第5款 漁港の防災施設の整備 第1 (略) 第2 内容</p>										

風水害等対策計画

現 行			修 正 案																														
<p>1 県（農政環境部）所管事業分 漁港漁場整備長期計画に基づき計画的に実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">29</td> <td>水産流通基盤整備事業</td> <td>(1地区)</td> </tr> <tr> <td>水産生産基盤整備事業</td> <td>(2地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港機能保全事業</td> <td>(6地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業</td> <td>(7地区)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>外かく施設、係留施設、水域施設</td> </tr> </tbody> </table>			年度	事業名	事業内容	29	水産流通基盤整備事業	(1地区)	水産生産基盤整備事業	(2地区)	漁港機能保全事業	(6地区)	漁港施設機能強化事業	(7地区)			外かく施設、係留施設、水域施設	<p>1 県（農政環境部）所管事業分 漁港漁場整備長期計画に基づき計画的に実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">31</td> <td>水産生産基盤整備事業</td> <td>(2地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港機能保全事業</td> <td>(6地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業</td> <td>(6地区)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>外かく施設、係留施設、水域施設</td> </tr> </tbody> </table>			年度	事業名	事業内容	31	水産生産基盤整備事業	(2地区)	漁港機能保全事業	(6地区)	漁港施設機能強化事業	(6地区)			外かく施設、係留施設、水域施設
年度	事業名	事業内容																															
29	水産流通基盤整備事業	(1地区)																															
	水産生産基盤整備事業	(2地区)																															
	漁港機能保全事業	(6地区)																															
	漁港施設機能強化事業	(7地区)																															
		外かく施設、係留施設、水域施設																															
年度	事業名	事業内容																															
31	水産生産基盤整備事業	(2地区)																															
	漁港機能保全事業	(6地区)																															
	漁港施設機能強化事業	(6地区)																															
		外かく施設、係留施設、水域施設																															
2 (略)			2 (略)																														
<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第6款 <u>ため池施設の整備</u> 第1 趣旨 豪雨等によるため池<u>施設の被害を防止するための対策について定める。</u></p> <p>第2 内容 1 事業計画 県（農政環境部）所管事業分 <u>「ため池整備5箇年計画」（平成26年2月策定）に基づき、改修が必要なため池のうち特に緊急性が高いものについて、平成27年度から5箇年で、計画的かつ着実に整備を進めることとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ため池等整備事業</td> <td>ため池改修や統廃合</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	事業内容	ため池等整備事業	ため池改修や統廃合	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第6款 <u>ため池の整備</u> 第1 趣旨 豪雨等によるため池の<u>決壊等による被害を防止するための対策について定める。</u></p> <p>第2 内容 1 事業計画 県（農政環境部）所管事業分 県は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池として選定し、「第2次ため池整備5箇年計画」（平成31年2月策定）に基づき、決壊した場合に影響度が大きい<u>ため池のうち特に改修が必要なため池の整備、及び、利用実態・管理実態のないため池の廃止を計画的かつ着実に進める。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ため池整備事業</td> <td>ため池の改修や利用実態・管理実態のないため池の廃止</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	事業内容	ため池整備事業	ため池の改修や利用実態・管理実態のないため池の廃止																				
事業名	事業内容																																
ため池等整備事業	ため池改修や統廃合																																
事業名	事業内容																																
ため池整備事業	ため池の改修や利用実態・管理実態のないため池の廃止																																

現 行	修 正 案
<p>2 <u>周知及び広報</u></p> <p>県は、<u>ため池の破損、決壊</u>による災害を未然に防止するため、「豊かなむらを災害から守る月間」（6月1日～6月30日）を中心に、ため池管理者に対し、点検・改修の技術指導を行うとともに、防災意識の周知徹底と防災体制の整備等の指導を行うこととする。</p> <p>また、市町は決壊した場合に<u>大きな被害をもたらすおそれのあるため池</u>について、<u>ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図ることとする。</u></p> <p>3 市町地域防災計画に定めるべき事項</p> <p>(1) <u>ため池施設の整備</u> 〔新設〕</p> <p>(2) その他必要な事項</p> <p>〔資料〕「<u>ため池分布表</u>」</p>	<p>2 <u>ため池災害の普及啓発</u></p> <p>県は、<u>ため池の決壊等</u>による災害を未然に防止するため、「豊かなむらを災害から守る月間」（6月1日～6月30日）を中心に、ため池管理者に対し、<u>ため池の点検・改修方法</u>についての技術指導を行うとともに、防災意識の周知徹底と防災体制の整備等の指導を行うこととする。</p> <p>また、市町は決壊した場合の<u>浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池</u>について、<u>緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住民等に提供することとする。</u></p> <p>3 市町地域防災計画に定めるべき事項</p> <p>(1) <u>ため池施設の整備</u></p> <p>(2) <u>緊急時の迅速な避難行動につなげる対策</u></p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p>〔資料〕「<u>防災重点ため池</u>」</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第3節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第1款 砂防設備の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 事業計画</p> <p>(事業内容)</p> <p>砂防指定地内における砂防<u>えん</u>堤工</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第3節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第1款 砂防設備の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 事業計画</p> <p>(事業内容)</p> <p>砂防指定地内における砂防<u>堰</u>堤工</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>2 六甲山系における土砂災害に対する監視体制の強化</p> <p>(1) 近畿地方整備局（六甲砂防事務所）は、現在六甲山系に<u>36</u>箇所（テレメータ）の雨量計を設置し、得られた降雨情報を各機関へ配信しており、一層の観測精度の向上と迅速かつ的確な情報伝達に努めることとする。</p> <p>(2) （略）</p> <p>3 <u>土石流危険渓流等の把握と住民への周知</u></p> <p>県は、<u>土石流危険渓流等</u>に対する警戒避難体制の整備に資するため、市町との連携の中で土砂災害警戒区域図等として住民の閲覧に供するとともに、県ホームページで公開し、県民への周知に努めることとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>〔資料〕「<u>砂防施設の現況</u>」 「<u>市町別土石流危険渓流等数</u>」 「<u>市町別土石流危険渓流等箇所</u>」</p>	<p>2 六甲山系における土砂災害に対する監視体制の強化</p> <p>(1) 近畿地方整備局（六甲砂防事務所）は、現在六甲山系に<u>24</u>箇所（テレメータ）の雨量計を設置し、得られた降雨情報を各機関へ配信しており、一層の観測精度の向上と迅速かつ的確な情報伝達に努めることとする。</p> <p>(2) （略）</p> <p>3 <u>土砂災害警戒区域（土石流）等の把握と住民への周知</u></p> <p>県は、<u>土砂災害警戒区域（土石流）等</u>に対する警戒避難体制の整備に資するため、市町との連携の中で土砂災害警戒区域図等として住民の閲覧に供するとともに、県ホームページで公開し、県民への周知に努めることとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>〔資料〕「<u>市町別土石流危険渓流等箇所</u>」*電子データ 「<u>土砂災害警戒区域等</u>」*電子データ</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第3節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第2款 地すべり防止施設の整備</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1 （略）</p> <p>2 <u>地すべり危険箇所の把握と住民への周知徹底</u></p> <p>県は、地すべり<u>危険箇所</u>に対する警戒避難体制の整備に資するため、市町との連携の中で土砂災害警戒区域図等として住民の閲覧に供するとともに、県ホームページで公開し、県民への周知に努めることとする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第3節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第2款 地すべり防止施設の整備</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1 （略）</p> <p>2 <u>土砂災害警戒区域（地すべり）の把握と住民への周知徹底</u></p> <p>県は、<u>土砂災害警戒区域（地すべり）等</u>に対する警戒避難体制の整備に資するため、市町との連携の中で土砂災害警戒区域図等として住民の閲覧に供するとともに、県ホームページで公開し、県民への周知に努めることとする。</p> <p>3 （略）</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>[資 料]「地すべり防止区域の指定状況」</p>	<p>[資 料]「地すべり等防止区域の指定状況」*電子データ <u>「土砂災害警戒区域等」</u>*電子データ</p>
<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第3款 急傾斜地崩壊防止施設の整備 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 急傾斜地崩壊危険箇所等の把握と住民への周知 県は、急傾斜地崩壊危険箇所等に対する警戒避難体制の整備に資するため、市町との連携の中で土砂災害警戒区域図等として住民の閲覧に供するとともに、県ホームページで公開し、県民への周知に努めることとする。 3～4 (略)</p> <p>[資 料]「市町別急傾斜地崩壊危険箇所等数及び指定箇所数」 「急傾斜地崩壊危険箇所等」</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第3款 急傾斜地崩壊防止施設の整備 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 <u>土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）</u>等の把握と住民への周知 県は、<u>土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）</u>に対する警戒避難体制の整備に資するため、市町との連携の中で土砂災害警戒区域図等として住民の閲覧に供するとともに、県ホームページで公開し、県民への周知に努めることとする。 3～4 (略)</p> <p>[資 料]「市町別急傾斜地崩壊危険箇所等数及び指定箇所数」*電子データ 「急傾斜地崩壊危険箇所等」*電子データ <u>「土砂災害警戒区域等」</u>*電子データ</p>
<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第6款 宅地造成等の規制 第1 (略) 第2 内容 1 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第6款 宅地造成等の規制 第1 (略) 第2 内容 1 (略)</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>2 宅地防災パトロールと措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県、市町は、造成された宅地について、必要に応じ、警察署・消防機関・自衛隊の協力を得て、梅雨及び台風期に備えた宅地防災パトロールを実施し、<u>危険な宅地</u>については関係者に対し防災措置を指示するなど必要な措置を行うこととする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>2 宅地防災パトロールと措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県、市町は、造成された宅地について、必要に応じ、警察署・消防機関・自衛隊の協力を得て、梅雨及び台風期に備えた宅地防災パトロールを実施し、<u>災害のおそれのある宅地</u>については関係者に対し防災措置を指示するなど必要な措置を行うこととする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第3節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第8款 地盤沈下対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>(1)地盤沈下の現況</p> <p>① 大阪平野地域</p> <p>この地域では現在までに、尼崎市・伊丹市及び西宮市南部の地域で沈下が認められており、尼崎市の臨海部には約16k m²のゼロメートル地帯がある。</p> <p>沈下は昭和10年頃から16年頃までは年間数cm程度の沈下が見られたが、30年頃から激しくなり、36年にはJR尼崎駅付近で年間約20cmという沈下が認められた。その後、工業用地下水の採取規制が進み、40年以降は急激に沈下量が減少した。最近では年間沈下量が平均で1cm以下となり、海岸付近以外の地域ではほとんど沈下は見られない。</p> <p>地下水位は、近年ほぼ横ばい状態である。</p> <p>また、年間揚水量は水道用が主で約1,700万m³となっている。</p> <p>② 播磨平野地域</p> <p>この地域では、昭和45年の水準測量で一、二の水準点に事故と見られる変</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第3節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第8款 地盤沈下対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>(1)地盤沈下の現況</p> <p>① 大阪平野地域</p> <p>この地域では現在までに、尼崎市・伊丹市及び西宮市南部の地域で沈下が認められており、尼崎市の臨海部には約16k m²のゼロメートル地帯がある。</p> <p>沈下は昭和10年頃から16年頃までは年間数cm程度の沈下が見られたが、30年頃から激しくなり、36年にはJR尼崎駅付近で年間約20cmという沈下が認められた。その後、工業用地下水の採取規制が進み、40年以降は急激に沈下量が減少した。最近では年間沈下量が平均で1cm以下となり、海岸付近以外の地域ではほとんど沈下は見られない。</p> <p>地下水位は、近年ほぼ横ばい状態である。</p> <p>また、年間揚水量は水道用が主で約1,400万m³となっている。</p> <p>② 播磨平野地域</p> <p>この地域では、昭和45年の水準測量で一、二の水準点に事故と見られる変</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>動があったものの、地盤沈下は特に認められない。</p> <p>地下水位は40年以降著しい低下の傾向が見られたが、最近はやや横ばい傾向を示している。</p> <p>当地域での年間揚水量は、水道用が主で約5,600万^mとなっている。</p> <p>③ その他の地域</p> <p>国土地理院が過去に実施した一等水準測量によれば淡路島南部でわずかな沈下が認められたが、特に問題となるものではない。豊岡市の測量点において、年間1cm前後観測されている。なお、地下水の主な用途は、水道と消融雪用水である。</p> <p>淡路島南部、豊岡盆地での年間揚水量は、それぞれ約310万^m、390万^mとなっている。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>動があったものの、地盤沈下は特に認められない。</p> <p>地下水位は40年以降著しい低下の傾向が見られたが、最近はやや横ばい傾向を示している。</p> <p>当地域での年間揚水量は、水道用が主で約4,900万^mとなっている。</p> <p>③ その他の地域</p> <p>国土地理院が過去に実施した一等水準測量によれば淡路島南部でわずかな沈下が認められたが、特に問題となるものではない。豊岡市の測量点において、年間1cm前後観測されている。なお、地下水の主な用途は、水道と消融雪用水である。</p> <p>淡路島南部、豊岡盆地での年間揚水量は、それぞれ約270万^m、300万^mとなっている。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第4節 災害に強い森づくりの推進等</p> <p>〔実施機関：県農政環境部農林水産局、県農政環境部環境創造局〕</p> <p>第1 趣旨</p> <p>森林の有する公益的機能の維持・向上を図るため、「新ひょうごの森づくり（第2期対策）」（計画期間：H24～33年度）を第1期対策（H14～23）に引き続き実施し、市町と連携し公的支援により間伐を実施する「森林管理100%作戦」（全体計画：67,800ha）や集落周辺の里山林において地域住民等が自ら行う「里山林の再生」（全体計画：4,100ha）に取り組むとともに、森林の防災面での機能強化を早期・確実に進める「災害に強い森づくり（第3期対策）」（計画期間：H28～34年度）を第1期対策（H18～24）、第2期対策（H23～H29）に引き続き内容を拡充して計画的に推進する。</p> <p>第2 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 治山・治水対策の推進</p> <p>第4節 災害に強い森づくりの推進等</p> <p>〔実施機関：県農政環境部農林水産局、県農政環境部環境創造局〕</p> <p>第1 趣旨</p> <p>森林の有する公益的機能の維持・向上を図るため、「新ひょうごの森づくり（第2期対策）」（計画期間：H24～33年度）を第1期対策（H14～23）に引き続き実施し、市町と連携し公的支援により間伐を実施する「森林管理100%作戦」（全体計画：67,800ha）や集落周辺の里山林の整備を地域住民等が自ら行う「里山林の再生」（全体計画：4,100ha）に取り組むとともに、森林の防災面での機能強化を早期・確実に進める「災害に強い森づくり（第3期対策）」（計画期間：H28～34年度）を第1期対策（H18～24）、第2期対策（H23～H29）に引き続き内容を拡充して計画的に推進する。</p> <p>第2 (略)</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案																																
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 交通関係施設の整備</p> <p>第1款 道路施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急輸送道路等の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 西日本高速道路(株)所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18～ (22～)</td> <td>中国横断自動車道姫路鳥取線</td> <td>区 間：たつの市～宍粟市 総延長：11.4km</td> </tr> <tr> <td>18～ (22～)</td> <td>近畿自動車道名古屋神戸線 (新名神高速道路)</td> <td>区 間：大阪府箕面市～神戸市北区 総延長：22.5km (県内21.0km)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 阪神高速道路(株)所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市道高速道路2号線事業</td> <td>区 間：神戸市長田区南駒栄町～(神戸市長田区蓮池町) 総延長：2.2km (うち1.8kmは平成22年12月18日開通)</td> </tr> <tr> <td>一般国道2号 (大阪湾岸道路西伸部)</td> <td>区 間：神戸市東灘区向洋町東～神戸市長田区西尻池町 総延長：14.5km</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新規)</p> <p>3～4 (略)</p>	年度	事業名	事業内容	18～ (22～)	中国横断自動車道姫路鳥取線	区 間：たつの市～宍粟市 総延長：11.4km	18～ (22～)	近畿自動車道名古屋神戸線 (新名神高速道路)	区 間：大阪府箕面市～神戸市北区 総延長：22.5km (県内21.0km)	事業名	事業内容	神戸市道高速道路2号線事業	区 間：神戸市長田区南駒栄町～(神戸市長田区蓮池町) 総延長：2.2km (うち1.8kmは平成22年12月18日開通)	一般国道2号 (大阪湾岸道路西伸部)	区 間：神戸市東灘区向洋町東～神戸市長田区西尻池町 総延長：14.5km	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 交通関係施設の整備</p> <p>第1款 道路施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急輸送道路等の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 西日本高速道路(株)所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18～ (22～)</td> <td>中国横断自動車道姫路鳥取線</td> <td>区 間：たつの市～宍粟市 総延長：11.4km</td> </tr> <tr> <td>30～</td> <td>神戸西バイパス</td> <td>区 間：神戸市西区～明石市 総延長：6.9km</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 阪神高速道路(株)所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市道高速道路2号線事業</td> <td>区 間：神戸市長田区南駒栄町～(神戸市長田区蓮池町) 総延長：2.2km (うち1.8kmは平成22年12月18日開通)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 国土交通省・阪神高速道路(株)所管分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道2号 (大阪湾岸道路西伸部)</td> <td>区 間：神戸市東灘区向洋町東～神戸市長田区西尻池町 総延長：14.5km</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～4 (略)</p>	年度	事業名	事業内容	18～ (22～)	中国横断自動車道姫路鳥取線	区 間：たつの市～宍粟市 総延長：11.4km	30～	神戸西バイパス	区 間：神戸市西区～明石市 総延長：6.9km	事業名	事業内容	神戸市道高速道路2号線事業	区 間：神戸市長田区南駒栄町～(神戸市長田区蓮池町) 総延長：2.2km (うち1.8kmは平成22年12月18日開通)	事業名	事業内容	一般国道2号 (大阪湾岸道路西伸部)	区 間：神戸市東灘区向洋町東～神戸市長田区西尻池町 総延長：14.5km
年度	事業名	事業内容																															
18～ (22～)	中国横断自動車道姫路鳥取線	区 間：たつの市～宍粟市 総延長：11.4km																															
18～ (22～)	近畿自動車道名古屋神戸線 (新名神高速道路)	区 間：大阪府箕面市～神戸市北区 総延長：22.5km (県内21.0km)																															
事業名	事業内容																																
神戸市道高速道路2号線事業	区 間：神戸市長田区南駒栄町～(神戸市長田区蓮池町) 総延長：2.2km (うち1.8kmは平成22年12月18日開通)																																
一般国道2号 (大阪湾岸道路西伸部)	区 間：神戸市東灘区向洋町東～神戸市長田区西尻池町 総延長：14.5km																																
年度	事業名	事業内容																															
18～ (22～)	中国横断自動車道姫路鳥取線	区 間：たつの市～宍粟市 総延長：11.4km																															
30～	神戸西バイパス	区 間：神戸市西区～明石市 総延長：6.9km																															
事業名	事業内容																																
神戸市道高速道路2号線事業	区 間：神戸市長田区南駒栄町～(神戸市長田区蓮池町) 総延長：2.2km (うち1.8kmは平成22年12月18日開通)																																
事業名	事業内容																																
一般国道2号 (大阪湾岸道路西伸部)	区 間：神戸市東灘区向洋町東～神戸市長田区西尻池町 総延長：14.5km																																

風水害等対策計画

現 行	修 正 案																																																																								
<p>5 道路情報の提供</p> <p>○「道の駅」道路情報提供装置 設置箇所（県管理分）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>駅 名</th> <th>路 線 名</th> <th>所 在 市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>しんぐう</td><td>国道 179号</td><td>たつの市</td></tr> <tr><td>あわじ</td><td>県道 福良江井岩屋線</td><td>淡路市</td></tr> <tr><td>宿場町ひらふく</td><td>国道 373号</td><td>佐用町</td></tr> <tr><td>とうじょう</td><td>県道 平木南山線</td><td>加東市</td></tr> <tr><td>あおがき</td><td>県道 青垣柏原線</td><td>丹波市</td></tr> <tr><td>あゆの里矢田川</td><td>県道 香住村岡線</td><td>香美町</td></tr> <tr><td>R427かみ</td><td>国道 427号</td><td>多可町</td></tr> <tr><td>丹波おばあちゃんの里</td><td>国道 175号</td><td>丹波市</td></tr> <tr><td>みつ</td><td>国道 250号</td><td>たつの市</td></tr> <tr><td>あまるべ</td><td>国道 178号</td><td>香美町</td></tr> </tbody> </table> <p>6 (略)</p>	駅 名	路 線 名	所 在 市 町	しんぐう	国道 179号	たつの市	あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市	宿場町ひらふく	国道 373号	佐用町	とうじょう	県道 平木南山線	加東市	あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市	あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	香美町	R427かみ	国道 427号	多可町	丹波おばあちゃんの里	国道 175号	丹波市	みつ	国道 250号	たつの市	あまるべ	国道 178号	香美町	<p>5 道路情報の提供</p> <p>○「道の駅」道路情報提供装置 設置箇所（県管理分）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>駅 名</th> <th>路 線 名</th> <th>所 在 市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>しんぐう</td><td>国道 179号</td><td>たつの市</td></tr> <tr><td>あわじ</td><td>県道 福良江井岩屋線</td><td>淡路市</td></tr> <tr><td>宿場町ひらふく</td><td>国道 373号</td><td>佐用町</td></tr> <tr><td>とうじょう</td><td>県道 平木南山線</td><td>加東市</td></tr> <tr><td>あおがき</td><td>県道 青垣柏原線</td><td>丹波市</td></tr> <tr><td>あゆの里矢田川</td><td>県道 香住村岡線</td><td>香美町</td></tr> <tr><td>杉原紙の里・多可</td><td>国道 427号</td><td>多可町</td></tr> <tr><td>丹波おばあちゃんの里</td><td>国道 175号</td><td>丹波市</td></tr> <tr><td>みつ</td><td>国道 250号</td><td>たつの市</td></tr> <tr><td>あまるべ</td><td>国道 178号</td><td>香美町</td></tr> <tr><td>山陰海岸ジオパーク 浜坂の郷</td><td>県道 浜坂井土線</td><td>新温泉町</td></tr> <tr><td>銀の馬車道・神河</td><td>国道 312号</td><td>神河町</td></tr> </tbody> </table> <p>6 (略)</p>	駅 名	路 線 名	所 在 市 町	しんぐう	国道 179号	たつの市	あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市	宿場町ひらふく	国道 373号	佐用町	とうじょう	県道 平木南山線	加東市	あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市	あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	香美町	杉原紙の里・多可	国道 427号	多可町	丹波おばあちゃんの里	国道 175号	丹波市	みつ	国道 250号	たつの市	あまるべ	国道 178号	香美町	山陰海岸ジオパーク 浜坂の郷	県道 浜坂井土線	新温泉町	銀の馬車道・神河	国道 312号	神河町
駅 名	路 線 名	所 在 市 町																																																																							
しんぐう	国道 179号	たつの市																																																																							
あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市																																																																							
宿場町ひらふく	国道 373号	佐用町																																																																							
とうじょう	県道 平木南山線	加東市																																																																							
あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市																																																																							
あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	香美町																																																																							
R427かみ	国道 427号	多可町																																																																							
丹波おばあちゃんの里	国道 175号	丹波市																																																																							
みつ	国道 250号	たつの市																																																																							
あまるべ	国道 178号	香美町																																																																							
駅 名	路 線 名	所 在 市 町																																																																							
しんぐう	国道 179号	たつの市																																																																							
あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市																																																																							
宿場町ひらふく	国道 373号	佐用町																																																																							
とうじょう	県道 平木南山線	加東市																																																																							
あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市																																																																							
あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	香美町																																																																							
杉原紙の里・多可	国道 427号	多可町																																																																							
丹波おばあちゃんの里	国道 175号	丹波市																																																																							
みつ	国道 250号	たつの市																																																																							
あまるべ	国道 178号	香美町																																																																							
山陰海岸ジオパーク 浜坂の郷	県道 浜坂井土線	新温泉町																																																																							
銀の馬車道・神河	国道 312号	神河町																																																																							
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第1款 電力施設の整備等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>(新規)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第1款 電力施設の整備等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 関係機関との相互連携協力体制の構築</p> <p><u>関西電力は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。</u></p> <p>(1) 自治体との協調</p> <p><u>平常時には自治体の防災会議等へ参画し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。</u></p>																																																																								

現 行	修 正 案
	<p>① <u>地方防災会議等への参画</u> <u>地方防災会議等には、委員および幹事を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成や被害想定を検討等に関し、必要な資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。</u></p> <p>② <u>災害対策本部等との協調</u> <u>この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。</u> <u>ア 災害に関する情報の提供および収集</u> <u>イ 災害応急対策および災害復旧対策</u></p> <p>(2) <u>防災関係機関との協調</u> <u>地方気象台、消防署、自衛隊、警察等の防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互連携体制を整備しておく。</u></p> <p>(3) <u>他電力会社等との協調</u> <u>他電力会社、電源開発株式会社、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、請負会社、電気工事店および隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。</u></p> <p>(4) <u>地域貢献</u> <u>地域住民等の安全確保に寄与する取組みとして、当社施設への津波避難ビルの指定、帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、自治体等から要請があった場合は検討・協力する。</u></p> <p>2 <u>災害予防に関する事項</u></p> <p>(1) <u>防災教育</u> <u>関西電力は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。</u></p> <p>(2) <u>防災訓練</u> <u>関西電力は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施</u></p>

現 行	修 正 案
<p><u>関西電力㈱は、次の内容により電力施設の整備等を推進することとする。</u></p> <p>1 電力設備の災害予防措置に関する事項</p> <p>(1) 水害対策</p> <p>(以下、「1 電力設備の災害予防措置に関する事項」に係る記載略)</p>	<p><u>し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。</u></p> <p><u>なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。</u></p> <p>(3) 電力設備の災害予防措置に関する事項</p> <p><u>関西電力は、当社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。</u></p> <p>(i) 水害対策</p> <p>(以下、「(3) 電力設備の災害予防措置に関する事項」に係る記載略)</p> <p>3 復旧用資機材等の確保および整備</p> <p><u>関西電力は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。</u></p> <p>① 復旧用資機材の確保</p> <p><u>平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。</u></p> <p>② 復旧用資機材の輸送</p> <p><u>平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。</u></p> <p>③ 復旧用資機材の整備点検</p> <p><u>平常時から復旧用資機材の数量把握および整備点検を行う。</u></p> <p>④ 復旧用資機材の広域運営</p> <p><u>平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。</u></p> <p>⑤ 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄</p> <p><u>平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。</u></p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p><u>3 電気事故の防止</u></p> <p>(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等</p> <p>(以下、「3 電気事故の防止」に係る記載略)</p> <p><u>4 非常対策用資機材等の確保および整備</u></p> <p><u>(1) 災害対策用資機材の確保</u> 本店、支社等および業務機関は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。</p> <p><u>(2) 災害対策用資機材等の輸送</u> 本店、支社等および業務機関は、災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。</p> <p><u>(3) 災害対策用資機材等の整備点検</u> 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。</p> <p><u>(4) 災害対策用資機材等の広域運営</u> 本店は、災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他電力会社および電源開発株式会社等と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。</p> <p><u>(5) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄</u> 本店、支店等および業務機関は、食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。</p>	<p><u>⑥ 復旧用資機材の仮置場の確保</u> 災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。</p> <p><u>4 電気事故の防止</u> 関西電力は、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等</p> <p>(以下、「5 電気事故の防止」に係る記載略)</p>

現 行	修 正 案
<p><u>(6) 災害対策用資機材等の仮置場</u> <u>災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態時での借用交渉は、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。</u></p> <p>5 防災教育、防災訓練の実施</p> <p>(1) 防災教育 <u>本店、支社等および業務機関は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。</u></p> <p>(2) 防災訓練 <u>本店、支社等および業務機関は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。</u> <u>また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。</u></p> <p>6 他電力会社等との協調 <u>他電力会社、電源開発株式会社、電力広域的運営推進機関、請負会社、電気工事店および隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。</u></p>	

風水害等対策計画

現 行		修 正 案																																																																																																																																									
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第2款 ガス施設の整備等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (一社)兵庫県LPガス協会の取組</p> <p>(1) 防災システムの強化</p> <p>○ 地域防災事業所組織図 (平成29年4月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ブロック</th> <th rowspan="2">地 域</th> <th colspan="3">防災事業所の種別・数</th> </tr> <tr> <th>充填所</th> <th>LPガススタンド</th> <th>容器検査所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北摂</td> <td>伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡・西宮市の一部・尼崎市の一部</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>阪神</td> <td>尼崎市・西宮市・伊丹市の一部</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>神戸</td> <td>神戸市(垂水区、西区、北区除く)・芦屋市</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>摂丹</td> <td>丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・西宮市山口町</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>明石</td> <td>明石市・神戸市垂水区・神戸市西区</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>東播</td> <td>小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡加東市</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>加印</td> <td>加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>姫路</td> <td>姫路市・神崎郡</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西播東</td> <td>たつの市・宍粟市・揖保郡・姫路市林田町の一部</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西播西</td> <td>相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>但馬</td> <td>豊岡市・養父市・朝来市・美方郡</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>淡路</td> <td>淡路全域</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>		ブロック	地 域	防災事業所の種別・数			充填所	LPガススタンド	容器検査所	北摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡・西宮市の一部・尼崎市の一部	1	3	0	阪神	尼崎市・西宮市・伊丹市の一部	2	2	1	神戸	神戸市(垂水区、西区、北区除く)・芦屋市	1	6	0	摂丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・西宮市山口町	5	4	0	明石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	4	2	1	東播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡加東市	6	4	2	加印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	9	4	3	姫路	姫路市・神崎郡	12	7	1	西播東	たつの市・宍粟市・揖保郡・姫路市林田町の一部	2	2	1	西播西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡	6	4	1	但馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡	6	3	0	淡路	淡路全域	8	6	2	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第2款 ガス施設の整備等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (一社)兵庫県LPガス協会の取組</p> <p>(1) 防災システムの強化</p> <p>○ 地域防災事業所組織図 (平成31年4月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ブロック</th> <th rowspan="2">地 域</th> <th colspan="3">防災事業所の種別・数</th> </tr> <tr> <th>充填所</th> <th>LPガススタンド</th> <th>容器検査所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北摂</td> <td>伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡・西宮市の一部・尼崎市の一部</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>阪神</td> <td>尼崎市・西宮市・伊丹市の一部</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>神戸</td> <td>神戸市(垂水区、西区、北区除く)・芦屋市</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>摂丹</td> <td>丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・西宮市山口町</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>明石</td> <td>明石市・神戸市垂水区・神戸市西区</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>東播</td> <td>小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡加東市</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>加印</td> <td>加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>姫路</td> <td>姫路市・神崎郡</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西播東</td> <td>たつの市・宍粟市・揖保郡・姫路市林田町の一部</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西播西</td> <td>相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>但馬</td> <td>豊岡市・養父市・朝来市・美方郡</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>淡路</td> <td>淡路全域</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>		ブロック	地 域	防災事業所の種別・数			充填所	LPガススタンド	容器検査所	北摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡・西宮市の一部・尼崎市の一部	1	3	0	阪神	尼崎市・西宮市・伊丹市の一部	2	2	1	神戸	神戸市(垂水区、西区、北区除く)・芦屋市	1	5	0	摂丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・西宮市山口町	5	4	0	明石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	4	2	1	東播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡加東市	6	4	2	加印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	9	4	3	姫路	姫路市・神崎郡	10	6	1	西播東	たつの市・宍粟市・揖保郡・姫路市林田町の一部	2	2	1	西播西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡	6	4	1	但馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡	6	3	0	淡路	淡路全域	8	6	2
ブロック	地 域			防災事業所の種別・数																																																																																																																																							
		充填所	LPガススタンド	容器検査所																																																																																																																																							
北摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡・西宮市の一部・尼崎市の一部	1	3	0																																																																																																																																							
阪神	尼崎市・西宮市・伊丹市の一部	2	2	1																																																																																																																																							
神戸	神戸市(垂水区、西区、北区除く)・芦屋市	1	6	0																																																																																																																																							
摂丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・西宮市山口町	5	4	0																																																																																																																																							
明石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	4	2	1																																																																																																																																							
東播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡加東市	6	4	2																																																																																																																																							
加印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	9	4	3																																																																																																																																							
姫路	姫路市・神崎郡	12	7	1																																																																																																																																							
西播東	たつの市・宍粟市・揖保郡・姫路市林田町の一部	2	2	1																																																																																																																																							
西播西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡	6	4	1																																																																																																																																							
但馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡	6	3	0																																																																																																																																							
淡路	淡路全域	8	6	2																																																																																																																																							
ブロック	地 域	防災事業所の種別・数																																																																																																																																									
		充填所	LPガススタンド	容器検査所																																																																																																																																							
北摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡・西宮市の一部・尼崎市の一部	1	3	0																																																																																																																																							
阪神	尼崎市・西宮市・伊丹市の一部	2	2	1																																																																																																																																							
神戸	神戸市(垂水区、西区、北区除く)・芦屋市	1	5	0																																																																																																																																							
摂丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・西宮市山口町	5	4	0																																																																																																																																							
明石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	4	2	1																																																																																																																																							
東播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡加東市	6	4	2																																																																																																																																							
加印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	9	4	3																																																																																																																																							
姫路	姫路市・神崎郡	10	6	1																																																																																																																																							
西播東	たつの市・宍粟市・揖保郡・姫路市林田町の一部	2	2	1																																																																																																																																							
西播西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡	6	4	1																																																																																																																																							
但馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡	6	3	0																																																																																																																																							
淡路	淡路全域	8	6	2																																																																																																																																							

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第4節 ライフライン関係施設の整備 第3款 電気通信施設の整備等 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 KDDIの取組 3 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第4節 ライフライン関係施設の整備 第3款 電気通信施設の整備等 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 KDDI(株)の取組 3 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第6章 調査研究体制等の強化 第1節 気象観測体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 神戸地方気象台 神戸地方気象台のほか、県内各地に雨量観測施設（6箇所）や地域気象観測所（四要素〔気温、雨量、風向・風速、日照〕、15箇所と三要素〔気温、雨量、風向・風速〕、1箇所）、特別地域気象観測所（〔観測種目：気圧（現地・海面）、気温、蒸気圧、露点温度、相対湿度、風向、風速、降水量、日照時間、視程、大気現象〕、3箇所〔姫路、洲本、豊岡〕）等を設置し、観測を行っている。 2 (略) 3 県 雨量計 194 箇所、風向・風速計 13 箇所、検潮器 15 箇所（漁港含む）などを</p>	<p>第2編 災害予防計画 第6章 調査研究体制等の強化 第1節 気象観測体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 神戸地方気象台 神戸地方気象台のほか、県内各地に雨量観測施設（6箇所）や地域気象観測所〔五要素（気温、雨量、風向・風速、日照時間、積雪量）：3箇所、四要素（気温、雨量、風向・風速、日照）：12箇所、三要素（気温、雨量、風向・風速）：1箇所〕および特別地域気象観測所〔観測種目：気圧（現地・海面）、気温、蒸気圧、露点温度、相対湿度、風向、風速、降水量、日照時間、視程、降雪の深さ※、積雪の深さ※、現在天気、大気現象〕：3箇所（姫路、洲本、豊岡）等を設置し、観測を行っている。 ※特別地域気象観測所で降雪の深さ、積雪の深さを観測しているのは、豊岡のみ。 2 (略) 3 県 雨量計 194 箇所、風向・風速計 13 箇所（漁港含む）、検潮器 15 箇所（漁港含</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>整備し、観測を行っている。</p>	<p>む)などを整備し、観測を行っている。</p>
<p>第2編 災害予防計画 第7章 その他の災害の予防対策の推進 第2節 危険物等の事故の予防対策の推進 第2款 高圧ガスの保安対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略)</p> <p>3 保安教育の実施 (1) 県、関係団体は、高圧ガスに関する各種講習会を開催し、事業所に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させることとする。 (2)～(5) (略)</p> <p>4 防災訓練の実施 (1) 県、関係機関は、高圧ガスにかかる災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が実施できるように定期的に総合防災訓練を実施することとする。 5 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第7章 その他の災害の予防対策の推進 第2節 危険物等の事故の予防対策の推進 第2款 高圧ガスの保安対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略)</p> <p>3 保安教育の実施 (1) 県(神戸市内においては神戸市)、関係団体は、高圧ガスに関する各種講習会を開催し、事業所に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させることとする。 (2)～(5) (略)</p> <p>4 防災訓練の実施 (1) 県(神戸市内においては神戸市)、関係機関は、高圧ガスにかかる災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が実施できるように定期的に総合防災訓練を実施することとする。 5 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第7章 その他の災害の予防対策の推進 第2節 危険物等の事故の予防対策の推進 第3款 火薬類の保安対策の実施 [実施機関：県企画県民部災害対策局、県警察本部、火薬類関係事業者]</p>	<p>第2編 災害予防計画 第7章 その他の災害の予防対策の推進 第2節 危険物等の事故の予防対策の推進 第3款 火薬類の保安対策の実施 [実施機関：県企画県民部災害対策局(神戸市内においては神戸市消防局)、県警察本部、火薬類関係事業者]</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 保安教育の実施</p> <p>(1) 県、県警察本部、関係団体は、火薬類に関する各種講習会において、事業者に対して火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させることとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 保安教育の実施</p> <p>(1) 県(神戸市内においては神戸市)、県警察本部、関係団体は、火薬類に関する各種講習会において、事業者に対して火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させることとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の組織</p> <p>(1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部</p> <p>① 組織の概要</p> <p>兵庫県災害対策本部</p> <p>その他 2 本部長は、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参加として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参与の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。</p> <p>神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部、ヤマト運輸(株)関西支社</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 兵庫県災害警戒本部及び兵庫県災害警戒地方本部</p> <p>兵庫県災害警戒本部設置基準</p> <p><u>[新規]</u></p> <p><u>1 県内に暴風、暴風雪、大雨、大雪若しくは高潮の特別警報、又は暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水若しくは高潮の警報のいずれかが発表され、被害の生ずるおそれがあるとき。</u></p> <p><u>2～3 (略)</u></p> <p>兵庫県災害警戒地方本部設置基準</p> <p><u>[新規]</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の組織</p> <p>(1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部</p> <p>① 組織の概要</p> <p>兵庫県災害対策本部</p> <p>その他 2 本部長は、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参加として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参与の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。</p> <p>神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、<u>神戸市</u>、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部、ヤマト運輸(株)関西支社、<u>ひょうごボランティアプラザ</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 兵庫県災害警戒本部及び兵庫県災害警戒地方本部</p> <p>兵庫県災害警戒本部設置基準</p> <p><u>1 県内に暴風、暴風雪、大雨、大雪若しくは高潮の特別警報のいずれかが発表されたとき。</u></p> <p><u>2 県内に暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水若しくは高潮の警報のいずれかが発表され、被害の生ずるおそれがあるとき。</u></p> <p><u>3～4 (略)</u></p> <p>兵庫県災害警戒地方本部設置基準</p> <p><u>1 当該地域に暴風、暴風雪、大雨、大雪若しくは高潮の特別警報のいずれ</u></p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案																																																																											
<p>1 当該地域に<u>暴風、暴風雪、大雨、大雪若しくは高潮の特別警報、又は暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水若しくは高潮の警報のいずれかが発表され、被害の生ずるおそれがあるとき。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>別図 第3 警戒本部組織図</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大雨特別警報 (警報・注意報)</th> <th>大雪特別警報 (警報・注意報)</th> <th>洪水警報 (注意報)</th> <th>高潮特別警報 (警報・注意報)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農村環境室長</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>治山課長</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>漁港課長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>砂防課長</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾課長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>建築指導課長</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		大雨特別警報 (警報・注意報)	大雪特別警報 (警報・注意報)	洪水警報 (注意報)	高潮特別警報 (警報・注意報)	農村環境室長	○	○	○	○	治山課長	○	○	○		漁港課長				○	砂防課長	○	○	○		港湾課長				○	建築指導課長	○	○	○		<p><u>かが発表されたとき。</u></p> <p>2 当該地域に暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水若しくは高潮の警報のいずれかが発表され、被害の生ずるおそれがあるとき。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>別図 第3 警戒本部組織図</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大雨特別警報 (警報・注意報)</th> <th>大雪特別警報 (警報・注意報)</th> <th>洪水警報 (注意報)</th> <th>高潮特別警報 (警報・注意報)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農村環境室長</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>治山課長</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>漁港課長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>砂防課長</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾課長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>建築指導課長</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局 総務課長</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>		大雨特別警報 (警報・注意報)	大雪特別警報 (警報・注意報)	洪水警報 (注意報)	高潮特別警報 (警報・注意報)	農村環境室長	○	○	○	○	治山課長	○	○	○		漁港課長				○	砂防課長	○	○	○		港湾課長				○	建築指導課長	○	○	○		教育委員会事務局 総務課長	○	○	○	○
	大雨特別警報 (警報・注意報)	大雪特別警報 (警報・注意報)	洪水警報 (注意報)	高潮特別警報 (警報・注意報)																																																																								
農村環境室長	○	○	○	○																																																																								
治山課長	○	○	○																																																																									
漁港課長				○																																																																								
砂防課長	○	○	○																																																																									
港湾課長				○																																																																								
建築指導課長	○	○	○																																																																									
	大雨特別警報 (警報・注意報)	大雪特別警報 (警報・注意報)	洪水警報 (注意報)	高潮特別警報 (警報・注意報)																																																																								
農村環境室長	○	○	○	○																																																																								
治山課長	○	○	○																																																																									
漁港課長				○																																																																								
砂防課長	○	○	○																																																																									
港湾課長				○																																																																								
建築指導課長	○	○	○																																																																									
教育委員会事務局 総務課長	○	○	○	○																																																																								

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 気象予警報等の発表</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 気象予警報</p> <p>(1) <u>気象注意報・気象警報等の種類</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 気象予警報等の発表</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 気象予警報</p> <p>(1) <u>警戒レベルを用いた防災情報の提供</u></p> <p><u>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</u></p> <p><u>「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</u></p> <p><u>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</u></p>

現 行	修 正 案																		
	<p>(2) <u>特別警報・警報・注意報</u></p> <p><u>特別警報・警報・注意報の種類と概要は次に示すとおりである。</u></p> <p style="text-align: center;">特別警報・警報・注意報の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="1173 395 1910 1417"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 395 1263 459">特別警報・警報・注意報の種類</th> <th data-bbox="1263 395 1910 459">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 459 1263 676">大雨特別警報</td> <td data-bbox="1263 459 1910 676">大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 676 1263 740">大雪特別警報</td> <td data-bbox="1263 676 1910 740">大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 740 1263 804">暴風特別警報</td> <td data-bbox="1263 740 1910 804">暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 804 1263 932">暴風雪特別警報</td> <td data-bbox="1263 804 1910 932">雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 932 1263 995">波浪特別警報</td> <td data-bbox="1263 932 1910 995">高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 995 1263 1075">高潮特別警報</td> <td data-bbox="1263 995 1910 1075">台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1075 1263 1267">大雨警報</td> <td data-bbox="1263 1075 1910 1267">大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1267 1263 1417">洪水警報</td> <td data-bbox="1263 1267 1910 1417">河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	特別警報・警報・注意報の種類	概 要	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表する。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表する。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
特別警報・警報・注意報の種類	概 要																		
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。																		
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表する。																		
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表する。																		
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																		
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。																		
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																		
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																		
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																		

風水害等対策計画

現 行	修 正 案																										
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1176 309 1265 683" rowspan="5">警 報</td> <td data-bbox="1265 309 1417 363">大雪警報</td> <td data-bbox="1417 309 1926 363">大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1265 363 1417 418">暴風警報</td> <td data-bbox="1417 363 1926 418">暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1265 418 1417 539">暴風雪警報</td> <td data-bbox="1417 418 1926 539">雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1265 539 1417 593">波浪警報</td> <td data-bbox="1417 539 1926 593">高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1265 593 1417 683">高潮警報</td> <td data-bbox="1417 593 1926 683">台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 683 1265 1343" rowspan="7">注意報</td> <td data-bbox="1265 683 1417 804">大雨注意報</td> <td data-bbox="1417 683 1926 804">大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1265 804 1417 944">洪水注意報</td> <td data-bbox="1417 804 1926 944">河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1265 944 1417 999">大雪注意報</td> <td data-bbox="1417 944 1926 999">大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1265 999 1417 1053">強風注意報</td> <td data-bbox="1417 999 1926 1053">強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1265 1053 1417 1174">風雪注意報</td> <td data-bbox="1417 1053 1926 1174">雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1265 1174 1417 1228">波浪注意報</td> <td data-bbox="1417 1174 1926 1228">高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1265 1228 1417 1343">高潮注意報</td> <td data-bbox="1417 1228 1926 1343">台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するな</td> </tr> </tbody> </table>	警 報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するな
警 報	大雪警報		大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。																								
	暴風警報		暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。																								
	暴風雪警報		雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																								
	波浪警報		高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。																								
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																									
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																									
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																									
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。																									
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。																									
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。																									
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。																									
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するな																									

風水害等対策計画

現 行	修 正 案																				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1160 293 1249 408">高潮注意報</td> <td data-bbox="1249 293 1912 408">ど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 408 1249 466">濃霧注意報</td> <td data-bbox="1249 408 1912 466">濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 466 1249 612">雷注意報</td> <td data-bbox="1249 466 1912 612">落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加することもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 612 1249 695">乾燥注意報</td> <td data-bbox="1249 612 1912 695">空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 695 1249 753">なだれ注意報</td> <td data-bbox="1249 695 1912 753">「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 753 1249 836">着氷注意報</td> <td data-bbox="1249 753 1912 836">著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 836 1249 919">着雪注意報</td> <td data-bbox="1249 836 1912 919">著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 919 1249 1002">融雪注意報</td> <td data-bbox="1249 919 1912 1002">融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1002 1249 1085">霜注意報</td> <td data-bbox="1249 1002 1912 1085">霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1085 1249 1206">低温注意報</td> <td data-bbox="1249 1085 1912 1206">低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれのあるときに発表する。</td> </tr> </table> <p data-bbox="1160 1212 1912 1327">※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて発表する。 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。</p>	高潮注意報	ど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加することもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表する。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれのあるときに発表される。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表する。	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれのあるときに発表する。
高潮注意報	ど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																				
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。																				
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加することもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。																				
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。																				
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。																				
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。																				
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表する。																				
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれのあるときに発表される。																				
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表する。																				
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれのあるときに発表する。																				

風水害等対策計画

現 行

(2) 予警報の地域細分 (津波警報・注意報を除く) (略)

(3) 特別警報・警報・注意報基準 (略)

警報・注意報発表基準一覧表 (平成 29 年 7 月 7 日現在)

市町村	大雨警報(土砂災害)基準	大雨警報(浸水害)基準	大雨注意報基準		洪水警報基準			
	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	河川名	複合基準		
						流域雨量指数	表面雨量指数	
猪名川町	161	23	115	2	猪名川	19.7		
篠山市	128	16	96	7	東条川	15.0		
					武庫川	13.3		
					篠山川	25.7		
					宮田川	10.8		
					羽井川	12.4		
丹波市	156	16	117	5	加古川	31.8		
					篠山川	32.6		
					柏原川	7.6	6.8	7
					竹田川	23.6	21.1	7
高砂市	129	18	95	9	法華山谷川	13.7		
					天川	14.4		
加東市	135	15	99	7	加古川		49.5	5
					東条川	20.5		
					千鳥川	13.7	10.4	5
					三草川	9.3		
姫路市	138	16	86	9	市川		41.1	7
					天川	13.5		
					船場川	9.4	4.9	2
					水尾川	10.8		
					夢前川	23.8		
					菅生川	14.3		
					大津茂川	11.4		
					林田川	12.3		
上郡町	168	13	105	2	千種川		32.8	7
					安室川	14.2		
					鞍居川	12.2	10.9	7
南あわじ市	143	17	101	2	三原川	33.1		
					大日川	17.3	15.2	5

修 正 案

(3) 気象予警報の地域細分 (略)

(4) 特別警報・警報・注意報基準 (略)

警報・注意報発表基準一覧表 (令和元年 5 月 29 日現在)

市町村	大雨警報(土砂災害)基準	大雨警報(浸水害)基準	大雨注意報基準		洪水警報基準			
	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	河川名	複合基準		
						流域雨量指数	表面雨量指数	
猪名川町	161	23	115	9	猪名川	19.7		
丹波篠山市	128	16	96	7	東条川	15.0		
					武庫川	13.3		
					篠山川	25.7		
					宮田川	10.8		
					羽井川	12.4		
丹波市	156	16	117	5	加古川	31.8		
					篠山川	32.6		
					柏原川	7.6	6.8	7
					竹田川	23.6	21.1	7
高砂市	131	18	96	9	法華山谷川	13.7		
					天川	14.4		
加東市	135	17	99	7	加古川		49.5	5
					東条川	20.5		
					千鳥川	13.7	10.4	5
					三草川	9.3		
姫路市	138	16	86	9	市川		41.1	7
					天川	13.5		
					船場川	9.4	4.9	2
					水尾川	10.8		
					夢前川	23.8		
					菅生川	14.3		
					大津茂川	11.4		
					林田川	12.3		
上郡町	168	13	105	9	千種川		32.8	7
					安室川	14.2		
					鞍居川	12.2	10.9	7
南あわじ市	143	17	101	10	三原川	33.1		
					大日川	17.3	15.2	5

風水害等対策計画

現 行

市町村	洪水注意報基準				指定河川洪水予報による基準	高潮警報基準 (単位m)	高潮注意報基準 (単位m)	暴風警報 (平均風速) 単位m/s	風雪注意報 (平均風速) 単位m/s	暴風警報 (平均風速) 単位m/s	強風注意報 (平均風速) 単位m/s
	河川名	流域雨量 指数 基準	複合基準								
			流域雨量指数	表面雨量指数							
鎌山市	東条川	12.0			-						
	武庫川	10.6									
	篠山川	20.5									
	宮田川	8.6									
	梶井川	9.9									
丹波市	加古川	25.4	25.4	5	-			陸上 20m/s	陸上 12m/s		
	篠山川	22.8									
	柏原川	6.0	6.0	7							
	竹田川	18.8	15.0	7							
加西市	万願寺川	16.9	12.3	5	-						
	下里川	12.4	10.8	5							
姫路市	市川		34.2	7	-	1.8	1.2				
	天川	10.8	10.8	5							
	船場川	7.5	4.4	5							
	水尾川	8.6	8.6	5							
	夢前川	19.0	19.0	5							
	菅生川	11.4	9.1	7							
	大津茂川	9.1	9.1	5							
林田川	9.8										
赤穂市	千種川		30.9	5	-	2.0	1.2				
	長谷川	4.4	3.5	6							
	矢野川	10.6									

修 正 案

市町村	洪水注意報基準				指定河川洪水予報による基準	高潮警報基準 (単位m)	高潮注意報基準 (単位m)	暴風警報 (平均風速) 単位m/s	風雪注意報 (平均風速) 単位m/s	暴風警報 (平均風速) 単位m/s	強風注意報 (平均風速) 単位m/s
	河川名	流域雨量 指数 基準	複合基準								
			流域雨量指数	表面雨量指数							
丹波市	東条川	12.0			-						
	武庫川	10.6									
	篠山川	20.5									
	宮田川	8.6									
	梶井川	9.9									
丹波市	加古川	25.4	25.4	5	-			陸上 20m/s	陸上 12m/s		
	篠山川	22.8									
	柏原川	6.0	6.0	7							
	竹田川	17.3	15.0	7							
加西市	万願寺川	16.9	12.3	5	-						
	下里川	12.4	10.8	5							
姫路市	市川		34.2	7	-	1.8	1.2				
	天川	10.8	10.8	5							
	船場川	7.5	6.5	5							
	水尾川	8.6	8.6	5							
	夢前川	19.0	19.0	5							
	菅生川	11.4	9.1	7							
	大津茂川	9.1	9.1	5							
林田川	9.8										
赤穂市	千種川		24.6	5	-	2.0	1.2				
	長谷川	4.4	3.5	6							
	矢野川	10.6									

(4) 注意報の本文中で警報に関する言及

〔新設〕

〔新設〕

(5) 注意報の本文中で警報に関する言及

(6) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性を〔高〕、〔中〕の2段階で発表する。
当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ県南部・県北部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ県単位※で神戸地方気象台が発表する。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

※冬期は県北部、県南部で発表。

(7) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>2～3 (略)</p>	<p><u>の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、県南部・県北部の単位で気象庁本庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u></p> <p><u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を県南部、県北部の単位で気象庁本庁が発表する。</u></p> <p><u>この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</u></p> <p>2～3 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第2款 避難勧告等の判断材料となる情報の提供 第1 (略) 第2 内容 2 水害に関する情報 (1) (略) (2) 流域雨量指数の予測値、<u>大雨</u>・洪水警報の危険度分布 神戸地方気象台は、防災情報提供システムによって流域雨量指数の予測値及び<u>大雨</u>・洪水警報の危険度分布を提供する。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第2款 避難勧告等の判断材料となる情報の提供 第1 (略) 第2 内容 2 水害に関する情報 (1) (略) (2) <u>大雨警報（浸水害）</u>・洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値 神戸地方気象台は、防災情報提供システムによって<u>大雨警報（浸水害）</u>・洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を提供する。</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案								
<p>・流域雨量指数は、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標で、洪水警報等の発表基準に用いている。</p> <p>・河川毎に、これまでに降った雨（解析雨量）とこれから降ると予想される雨（6時間先までの降水短時間予報等）を取り込んで、上流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、指数化した値を6時間先までの予測値として算出し、洪水警報等の基準値への到達状況に応じて色分けした時系列で表示している。</p>	<p style="text-align: center;">警報の危険度分布等の概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報（浸水害）の危険度分布</td> <td>短期間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報の危険度分布</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	大雨警報（浸水害）の危険度分布	短期間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。
種 類	概 要								
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短期間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。								
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 								
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。								

風水害等対策計画

現 行			修 正 案			
(3) 洪水予報（対象：洪水予報河川）			(3) 洪水予報（対象：洪水予報河川）			
③洪水予報の種類等と発表基準			③洪水予報の種類等と発表基準、警戒レベル			
種 類	情報名	発表基準	種 類	情報名	発表基準	警戒レベル
「洪水注意報（発表）」 又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき 	「洪水注意報（発表）」 又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき 	<p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき 			「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
「洪水警報（発表）」 又は「洪水警報」	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき 	「洪水警報（発表）」 又は「洪水警報」	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき 	<p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） 			<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき 	<p>避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く） 		「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） 	
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき 		「氾濫注意情報（警報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く） 	<p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
				「洪水注意報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき 	

現 行	修 正 案
<p>3 土砂災害に関する情報</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報 兵庫県と神戸地方気象台は、<u>大雨特別警報（土砂災害）</u>または大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、土砂災害警戒情報を共同で発表する。</p> <p>(2) 地域別土砂災害危険度 県は、フェニックス防災システム及び県ホームページ、携帯サイト、ケーブルテレビによって地域別土砂災害危険度を提供する。 地域別土砂災害危険度は、市町単位で発表している「土砂災害警戒情報」を補足する情報として県内を細分化したメッシュ毎に色分けすることにより危険度を表す情報。この危険度情報は、市町内のどの地域がどの程度危険な状態になっているか容易に知ることができ、市町による避難勧告地区の絞り込みや、住民の自主避難の判断のための情報としての活用を期待している。平成 27 年 6 月から従来の 5 km メッシュ情報に加え、より細分化した 1 km メッシュ情報も、県ホームページから発信している。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 土砂災害警戒判断メッシュ情報 神戸地方気象台は、防災情報提供システム及び気象庁ホームページによって、土砂災害警戒判断メッシュ情報を提供する。</p>	<p>3 土砂災害に関する情報</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報 兵庫県と神戸地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、土砂災害警戒情報を共同で発表する。</p> <p>(2) 地域別土砂災害危険度 県は、フェニックス防災システム及び県ホームページ、携帯サイト、ケーブルテレビによって地域別土砂災害危険度を提供する。 地域別土砂災害危険度は、市町単位で発表している「土砂災害警戒情報」を補足する情報として県内を細分化したメッシュ毎に色分けすることにより危険度を表す情報。この危険度情報は、市町内のどの地域がどの程度危険な状態になっているか容易に知ることができ、市町による避難勧告地区の絞り込みや、住民の自主避難の判断のための情報としての活用を期待している。平成 27 年 6 月から従来の 5 km メッシュ情報に加え、より細分化した 1 km メッシュ情報も、県ホームページから発信している。<u>また、平成 31 年度からは、より詳細な土砂災害警戒区域ごとの危険度を表示する。</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u> 神戸地方気象台は、防災情報提供システム及び気象庁ホームページによって、<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u>を提供する。</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案				
<p>土砂災害警戒判断メッシュ情報は、土砂災害警戒情報を補足する情報。5km四方の領域（メッシュ）ごとに土砂災害発生の危険度を5段階に判定した結果を表示する。避難にかかる時間を考慮して、危険度の判定には2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。</p> <p>4 （略）</p>	<table border="1" data-bbox="1272 293 1957 715"> <thead> <tr> <th data-bbox="1272 293 1476 325">種 類</th> <th data-bbox="1476 293 1957 325">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1272 325 1476 715">大雨警報（土砂災害） の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</td> <td data-bbox="1476 325 1957 715"> 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>4 （略）</p>	種 類	概 要	大雨警報（土砂災害） の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
種 類	概 要				
大雨警報（土砂災害） の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 				
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第3款 気象情報等の伝達系統 第1 （略） 第2 内容 1 関係機関への伝達 (1) （略） (2) 気象予警報等の指定地方行政機関等への伝達 (図略)</p> <p>(3)～(7) （略） 2～4 （略）</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第3款 気象情報等の伝達系統 第1 （略） 第2 内容 1 関係機関への伝達 (1) （略） (2) 気象予警報等の指定地方行政機関等への伝達（<u>防災情報提供システム（専用線）で伝達</u>） (図略) <u>※ 関西電力、エフエム神戸等、防災情報提供システム（インターネット）で伝達する機関については、記載を省略する。</u></p> <p>(3)～(7) （略） 2～4 （略）</p>				

風水害等対策計画

現 行	修 正 案																								
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第4款 災害情報の収集・報告</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>○ 各部等における調査事項及び調査(報告)系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査(報告)系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県土整備部</td> <td>道路の不通状況</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 市町からの主な緊急支援要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査(報告)系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部事務局</td> <td>放送要請</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査(報告)系統	県土整備部	道路の不通状況		部	調査事項	調査(報告)系統	災害対策本部事務局	放送要請		<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第4款 災害情報の収集・報告</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>○ 各部等における調査事項及び調査(報告)系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査(報告)系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県土整備部</td> <td>道路の不通状況</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 市町からの主な緊急支援要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査(報告)系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部事務局</td> <td>放送要請</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査(報告)系統	県土整備部	道路の不通状況		部	調査事項	調査(報告)系統	災害対策本部事務局	放送要請	
部	調査事項	調査(報告)系統																							
県土整備部	道路の不通状況																								
部	調査事項	調査(報告)系統																							
災害対策本部事務局	放送要請																								
部	調査事項	調査(報告)系統																							
県土整備部	道路の不通状況																								
部	調査事項	調査(報告)系統																							
災害対策本部事務局	放送要請																								

風水害等対策計画

現 行			修 正 案														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県土整備部</td> <td>応急仮設住宅の建設</td> <td>プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 市町</td> </tr> </tbody> </table>			部	調査事項	調査（報告）系統	県土整備部	応急仮設住宅の建設	プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 市町	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県土整備部</td> <td>応急仮設住宅の建設</td> <td>プレハブ建築協会及び 全国木造建設事業協会 ← 公営住宅課 ← 市町 <small>※救助実施市は県に必要戸数を報告し、県がとりまよめて協定団体に建設要請</small></td> </tr> </tbody> </table>			部	調査事項	調査（報告）系統	県土整備部	応急仮設住宅の建設	プレハブ建築協会及び 全国木造建設事業協会 ← 公営住宅課 ← 市町 <small>※救助実施市は県に必要戸数を報告し、県がとりまよめて協定団体に建設要請</small>
部	調査事項	調査（報告）系統															
県土整備部	応急仮設住宅の建設	プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 市町															
部	調査事項	調査（報告）系統															
県土整備部	応急仮設住宅の建設	プレハブ建築協会及び 全国木造建設事業協会 ← 公営住宅課 ← 市町 <small>※救助実施市は県に必要戸数を報告し、県がとりまよめて協定団体に建設要請</small>															
<p>〔新設〕</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県土整備部</td> <td>借上型仮設住宅の提供</td> <td>関係団体 ← 住宅政策課 ← 市町</td> </tr> </tbody> </table>			部	調査事項	調査（報告）系統	県土整備部	借上型仮設住宅の提供	関係団体 ← 住宅政策課 ← 市町						
部	調査事項	調査（報告）系統															
県土整備部	借上型仮設住宅の提供	関係団体 ← 住宅政策課 ← 市町															
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第5款 通信手段の確保 第1 (略) 第2 内容 1～3 (略) 4 無線系通信 (1) (略) (2) NTT西日本無線通信設備等 ① 孤立防止対策用衛星電話 県内の公共機関や学校等で、必要と考えられる箇所に設置している。 ② 防災相互無線の活用 県、防災関係機関に防災相互無線局を整備している。 ③ 移動無線局の活用 県は、移動無線局保有の機関に対し、有線電話途絶区間に出動を要請し、通信連絡の確保を図ることとする。 5～6 (略)</p>			<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第5款 通信手段の確保 第1 (略) 第2 内容 1～3 (略) 4 無線系通信 (1) (略) (2) NTT西日本無線通信設備等 〔新設〕 ① 防災相互無線の活用 県、防災関係機関に防災相互無線局を整備している。 ② 移動無線局の活用 県は、移動無線局保有の機関に対し、有線電話途絶区間に出動を要請し、通信連絡の確保を図ることとする。 5～6 (略)</p>														

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第2款 県域の被害への対応</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 他の都道府県との応援協定に基づく応援要請</p> <p>① (略)</p> <p>② 全国都道府県における広域応援協定に基づく応援要請</p> <p><u>ア 応援の種類</u></p> <p><u>被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋</u></p> <p><u>イ 要請手続</u></p> <p><u>県は、速やかに全国知事会に被害状況等及び必要とする広域応援の内容に関する次の事項を連絡して要請することとする。</u></p> <p><u>(ア) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量</u></p> <p><u>(イ) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容</u></p> <p><u>(ウ) 職種及び人数</u></p> <p><u>(エ) 応援区域又は場所及びそれに至る経路</u></p> <p><u>(オ) 応援期間（見込みを含む。）</u></p> <p><u>(カ) 前各号に定めるもののほか必要な事項</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第2款 県域の被害への対応</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 他の都道府県との応援協定に基づく応援要請</p> <p>① (略)</p> <p>② 全国都道府県における広域応援協定に基づく応援要請</p> <p><u>県は、近畿ブロック内の総合調整を行い、近畿ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合、全国知事会に対し、広域応援を要請する。</u></p> <p><u>なお、被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「被災市区町村応援職員確保システム」の運用に留意する。</u></p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>(5) 災害対策基本法に基づく応援要請</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 応援の要求(法第74条、第74条の2)</p> <p>県は、必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求めることとする。</p> <p>県は、必要に応じて内閣総理大臣に対し、他の都道府県に対し応援することを求めよう求めることとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 近畿地方整備局</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応援の要請</p> <p>【連絡先】 近畿地方整備局 <u>企画部</u> <u>防災課</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>(5) 災害対策基本法に基づく応援要請</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 応援の要求(法第74条、第74条の2、<u>第74条の3</u>)</p> <p>県は、必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求めることとする。</p> <p>県は、必要に応じて内閣総理大臣に対し、他の都道府県に対し応援することを求めよう求めることとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 近畿地方整備局</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応援の要請</p> <p>【連絡先】 近畿地方整備局 <u>防災室</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第3款 県外の被災地に対する応援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>県外災害</u>ひょうご緊急支援隊の派遣</p> <p>県は、<u>県外における大規模災害時に、県外災害</u>ひょうご緊急支援隊を派遣し、阪神・淡路大震災の応急対策等の経験を有する行政職員等による実務的な助言等の支援活動を展開することとする。なお、<u>県外災害</u>ひょうご緊急支援隊の先遣隊及び本隊の派遣職員は、関西広域連合の緊急派遣チーム(先遣隊)、現地支</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第3款 県外の被災地に対する応援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>ひょうご災害</u>緊急支援隊の派遣</p> <p>県は、<u>県外における大規模災害時に、ひょうご災害</u>緊急支援隊を派遣し、阪神・淡路大震災の応急対策等の経験を有する行政職員等による実務的な助言等の支援活動を展開することとする。なお、<u>ひょうご災害</u>緊急支援隊の先遣隊及び本隊の派遣職員は、関西広域連合の緊急派遣チーム(先遣隊)、現地支援本部・</p>

現 行	修 正 案
<p>2 適用手続</p> <p>(1) 県</p> <p>知事は、次の(2)により市町長等から被害状況等の報告があった場合等で救助が必要であると認められる場合、又は被害の状況を客観的に判断し適用すべき状態にあると認められる場合は、内閣府に技術的助言を求める等必要な措置を講じ、適用を決定することとする。</p> <p>(2) 市町</p> <p>市町長は、該当市町における災害の規模が1に定める基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次の手順により被害状況等を知事に報告しなければならない。</p> <p>3 救助の実施</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>① 県</p> <p>県は、市町を包括する団体として広域的・総合的な事務を行うとともに、市町が行う救助活動を支援し、その調整を行うこととする。</p> <p>なお、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で下記の事項に該当するときは、知事は、原則として、その権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務を市町長に行わせることとする。この場合、知事は当該事務の内容及び当該事務を行う期間を当該市町長に通知することとする。</p> <p>ア 市町長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図られること。</p> <p>イ (略)</p> <p>② 市町</p> <p>市町は、地域における公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持するため、市町長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合に</p>	<p>2 適用手続</p> <p>(1) 県</p> <p>知事は、次の(2)により市町長等(救助実施市を除く)から被害状況等の報告があった場合等で救助が必要であると認められる場合、又は被害の状況を客観的に判断し適用すべき状態にあると認められる場合は、内閣府に技術的助言を求める等必要な措置を講じ、適用を決定することとする。</p> <p>(2) 市町(救助実施市を除く)</p> <p>市町長は、該当市町における災害の規模が1に定める基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次の手順により被害状況等を知事に報告しなければならない。</p> <p>3 救助の実施</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>① 県</p> <p>県は、市町を包括する団体として広域的・総合的な事務を行うとともに、市町が行う救助活動を支援し、その調整を行うこととする。</p> <p>なお、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で下記の事項に該当するときは、知事は、原則として、その権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務を市町長(救助実施市を除く)に行わせることとする。この場合、知事は当該事務の内容及び当該事務を行う期間を当該市町長(救助実施市を除く)に通知することとする。</p> <p>ア 市町長(救助実施市を除く)が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図られること。</p> <p>イ (略)</p> <p>② 市町(救助実施市を除く)</p> <p>市町は、地域における公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持するため、市町長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合に</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>は、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することができる。その実施の細目については、あらかじめ市町地域防災計画に定めることとする。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>4 (略)</p> <p><u>[新 設]</u></p> <p>5 (略)</p>	<p>は、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することができる。その実施の細目については、あらかじめ市町地域防災計画に定めることとする。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>救助実施市との連携</u> <u>神戸市が災害救助法第2条の2の救助実施市に指定されたことに伴い、県と神戸市は「兵庫県災害救助資源配分・調整マニュアル」に基づき、関係機関、民間事業者とも連携の上、被災者の救助を実施することとする。</u></p> <p>6 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第1節 水防活動の実施 第1 (略) 第2 内容 1 水防の責任等 (1)～(2) (略) (3) 気象庁長官(気象業務法第14条の2、水防法第10条第1項) (4) 国土交通大臣(水防法第10条第2項、第13条第1項、第16条第1項、第2項、第32条) 気象庁長官と共同して指定河川(猪名川、藻川、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川)の洪水予報を行うとともに知事及び関係市町長に通知すること。 あらかじめ指定した河川について洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)到達情報を知事及び関係市町長に通知し、一般に公表すること。 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第1節 水防活動の実施 第1 (略) 第2 内容 1 水防の責任等 (1)～(2) (略) (3) 気象庁長官(気象業務法第14条の2、水防法第10条第1項、<u>第11条第1号</u>) (4) 国土交通大臣(水防法第10条第2項、第13条第1項、第16条第1項、第2項、第32条) 気象庁長官と共同して指定河川(猪名川、藻川、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川)の洪水予報を行うとともに知事に通知し、一般に公表すること。 あらかじめ指定した河川について洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)到達情報を知事に通知し、一般に公表すること。 (略)</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認められるときに特定緊急水防活動を行うこと。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 市町長（水防法第13条の2）</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 水防指令及び水防警報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国土交通大臣の発する水防警報</p> <p>① (略)</p> <p>② 水防警報の種類</p> <p>準備 水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。</p> <p>(3) 知事の発する水防警報</p> <p>① 水防警報河川</p> <p>ア 洪水・高潮にかかる水防警報の対象河川は下記のとおりとする。但し、国土交通省が管理する河川の区域を除く。</p> <p>(7) 一級河川（31河川）</p> <p>竹田川、左門殿川、猪名川、円山川、奈佐川、出石川、稲葉川、八木川、大屋川、建屋川、加古川、美囊川、志染川、淡河川、万勝寺川、万願寺川、下里川、東条川、千鳥川、野間川、杉原川、篠山川、宮田川、柏原川、高谷川、葛野川、揖保川、林田川、栗栖川、菅野川、引原川</p> <p>(イ) (略)</p> <p>② 水防警報海岸</p>	<p>洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認められるときに特定緊急水防活動を行うことができる。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 市町長（水防法第13条の2第2項）</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 水防指令及び水防警報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国土交通大臣の発する水防警報</p> <p>① (略)</p> <p>② 水防警報の種類</p> <p>準備 水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、<u>水防要員招集の準備</u>、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。</p> <p>(3) 知事の発する水防警報</p> <p>① 水防警報河川</p> <p>ア 洪水・高潮にかかる水防警報の対象河川は下記のとおりとする。但し、国土交通省が管理する河川の区域を除く。</p> <p>(7) 一級河川（31河川）</p> <p>竹田川、<u>※左門殿川</u>、猪名川、円山川、奈佐川、出石川、稲葉川、八木川、大屋川、建屋川、加古川、美囊川、志染川、淡河川、万勝寺川、万願寺川、下里川、東条川、千鳥川、野間川、杉原川、篠山川、宮田川、柏原川、高谷川、葛野川、揖保川、林田川、栗栖川、菅野川、引原川</p> <p><u>※左門殿川は高潮による水防警報</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>② 水防警報海岸</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 淡路島沿岸 洲本市、南あわじ市及び淡路市の海岸</p> <p>エ 日本海沿岸 豊岡市、香美町及び新温泉町の海岸</p> <p>③ (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 淡路沿岸 洲本市、南あわじ市及び淡路市の海岸</p> <p>エ 但馬沿岸 豊岡市、香美町及び新温泉町の海岸</p> <p>③ (略)</p> <p>5 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第2節 救助・救急、医療対策の実施</p> <p>第3款 医療・助産対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 県における情報収集・提供</p> <p>(1) 情報の収集</p> <p>① 地域医療情報センターは、二次保健医療圏内の他の県健康福祉事務所・市保健所、市町、郡市医師会等関係機関と連携しつつ、災害救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況、診療応需状況、死傷者の発生状況、避難所の開設状況（数、位置、避難者数）、救護所開設状況（数、位置、要措置患者数）、医薬品等の必要量及び集積場所等に関して情報を収集し、県に報告することとする。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 県（薬務課）は、以下の情報収集を行うこととする。</p> <p>ア 赤十字血液センターに対する血液製剤等の備蓄量の照会</p> <p>イ 調達可能な医薬品の種類・数量の確認</p> <p>5 救護班の派遣等</p> <p>(1) 救護班の派遣等関係機関への要請</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第2節 救助・救急、医療対策の実施</p> <p>第3款 医療・助産対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 県における情報収集・提供</p> <p>(1) 情報の収集</p> <p>① 地域医療情報センターは、災害医療圏内の他の県健康福祉事務所・市保健所、市町、郡市医師会等関係機関と連携しつつ、災害救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況、診療応需状況、死傷者の発生状況、避難所の開設状況（数、位置、避難者数）、救護所開設状況（数、位置、要措置患者数）、医薬品等の必要量及び集積場所等に関して情報を収集し、県に報告することとする。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 県（薬務課）は、以下の情報収集を行うこととする。</p> <p>ア 赤十字血液センターに対する血液製剤等の備蓄量の照会</p> <p>イ 調達可能な医薬品等の種類・数量の確認</p> <p>5 救護班の派遣等</p> <p>(1) 救護班の派遣等関係機関への要請</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>①～② (略)</p> <p>③ 県(薬務課)は、必要に応じて以下の要請を行うこととする。</p> <p>ア 赤十字血液センターに対する血液の安定供給の要請</p> <p>イ 厚生労働省、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医療機器協会、日本産業・医療ガス協会近畿地域本部兵庫県支部等に対する医薬品及び医療機器の確保の要請</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) 救護班の編成</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 日本赤十字社救護班</p> <p>ア 日本赤十字社救護班は、<u>医師(班長)1名、看護師長1名、看護師2名、主事2名、計6名をもって1班とすることとする。ただし、災害及び救護業務の状況に応じ、個々の基準人員を増減することができるほか、必要がある場合は、薬剤師、助産師、特殊技術要員を加えることができることとする。</u></p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 国立病院等救護班</p> <p>ア 国立病院等救護班は、<u>医師1名、薬剤師1名、看護師2名、事務官1名の計5名をもって1班を編成することとする。</u></p> <p>イ <u>国立病院等救護班は18班とすることとする。なお、災害の状況によっては班数を増やすこととする。</u></p> <p>ウ 県からの独立行政法人国立病院機構(以下、「国立病院」という。)の救護班等の派遣要請は、同機構近畿グループ担当理事部門(以下、「近畿グループ担当理事部門」という。)を通じて行うこととする。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 近畿グループ担当理事部門は、県から救護班の派遣要請があった場合</p>	<p>①～② (略)</p> <p>③ 県(薬務課)は、必要に応じて以下の要請を行うこととする。</p> <p>ア 赤十字血液センターに対する血液の安定供給の要請</p> <p>イ 厚生労働省、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医療機器協会、日本産業・医療ガス協会近畿地域本部兵庫県支部等に対する医薬品及び医療機器等の確保の要請</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) 救護班の編成</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 日本赤十字社救護班</p> <p>ア 日本赤十字社救護班は、<u>標準的には医師、看護師長、看護師、主事等計6名で編成されるが、業務の必要に応じて、この基準人員を増減することができるほか、薬剤師、助産師、放射線技師等の職能を持った人員も加えることとする。</u></p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 国立病院等救護班</p> <p>ア 国立病院等救護班は、<u>医師1名、薬剤師1名、看護師2名、業務調整員1名の計5名をもって1班を編成することとする。</u></p> <p>イ <u>国立病院等救護班は18班とすることとする。なお、災害の状況によっては班数を増やすこととする。</u></p> <p>ウ 県からの独立行政法人国立病院機構(以下、「国立病院」という。)の救護班等の派遣要請は、<u>国立病院機構本部の指示を受けた同機構近畿グループ担当理事部門(以下、「近畿グループ担当理事部門」という。)</u>を通じて行うこととする。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ <u>国立病院機構本部の指示を受けた近畿グループ担当理事部門は、県か</u></p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>には、国立病院に対し救護班の派遣調整を行うこととする。</p> <p>カ～サ (略) (3) (略)</p> <p>6 災害拠点病院の活動 (1) 災害が他の二次医療圏域で発生した場合 (2) 災害が自らの二次医療圏域で発生した場合 7～8 (略)</p> <p>9 医薬品等の供給 (1) 品目 (表頭) 主な医薬品 (2) 調達方法 ① 市町は、救護所等で使用する医薬品を確保することとする。また、医療機関で使用する医薬品は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、県健康福祉事務所等と連携し、補給を行うこととする。 ② 県は、市町で供給が困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給あつせんすることとする。 ③ 県は、県内の医薬品卸売業者が、約1週間分の医薬品の在庫を有していることから、流通在庫の活用を図ることとし、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医療機器協会等との連携を強化することとする。 (3) (略) 10～11 (略)</p>	<p>ら救護班の派遣要請があつた場合には、国立病院に対し救護班の派遣調整を行うこととする。</p> <p>カ～サ (略) (3) (略)</p> <p>6 災害拠点病院の活動 (1) 災害が他の災害医療圏域で発生した場合 (2) 災害が自らの災害医療圏域で発生した場合 7～8 (略)</p> <p>9 医薬品等の供給 (1) 品目 (表頭) 主な医薬品等 (2) 調達方法 ① 市町は、救護所等で使用する医薬品等を確保することとする。また、医療機関で使用する医薬品等は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、県健康福祉事務所等と連携し、補給を行うこととする。 ② 県は、市町で供給が困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給あつせんすることとする。 ③ 県は、県内の医薬品卸売業者が、約1週間分の医薬品等の在庫を有していることから、流通在庫の活用を図ることとし、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医療機器協会等との連携を強化することとする。 (3) (略) 10～11 (略)</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案																																																																								
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第1款 交通の確保対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 陸上交通の確保</p> <p>(1) 道路法(第46条)に基づく応急対策</p> <p>① 一般国道(指定区間)</p> <p>ア～ウ-2 (略)</p> <p>ウ-3 通行規制基準(豊岡河川国道事務所)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第1款 交通の確保対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 陸上交通の確保</p> <p>(1) 道路法(第46条)に基づく応急対策</p> <p>① 一般国道(指定区間)</p> <p>ア～ウ-2 (略)</p> <p>ウ-3 通行規制基準(豊岡河川国道事務所)</p>																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号線</th> <th>区 域</th> <th>距離票 延 長</th> <th>雨 量 観測所名</th> <th>注意体制強化 対象雨量</th> <th>警戒体制 対象雨量</th> <th>非常体制対象雨量 (通行止)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">9</td> <td>兵庫県養父市関宮～ 兵庫県美方郡香美町岡区福岡</td> <td>140.4～ 146.1 L=5.7km</td> <td>福 岡 観 測 所 (他1箇所)</td> <td>120</td> <td>150</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>その他の区域</td> <td></td> <td>蒲生観測所 (他4箇所)</td> <td>150</td> <td>250</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>483</td> <td>兵庫県養父市八鹿町国木～ 兵庫県丹波市春日町野村</td> <td></td> <td>山東IC 観 測 所 (他8箇所)</td> <td>150</td> <td>250</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	号線	区 域	距離票 延 長	雨 量 観測所名	注意体制強化 対象雨量	警戒体制 対象雨量	非常体制対象雨量 (通行止)	9	兵庫県養父市関宮～ 兵庫県美方郡香美町岡区福岡	140.4～ 146.1 L=5.7km	福 岡 観 測 所 (他1箇所)	120	150	200	その他の区域		蒲生観測所 (他4箇所)	150	250	—	483	兵庫県養父市八鹿町国木～ 兵庫県丹波市春日町野村		山東IC 観 測 所 (他8箇所)	150	250	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号線</th> <th>区 域</th> <th>距離票 延長</th> <th>雨 量 観測所名</th> <th>注意体制強化 対象雨量</th> <th>警戒体制 対象雨量</th> <th>非常体制対象 雨量(通行止)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">9</td> <td>兵庫県養父市関宮 ～ 兵庫県美方郡香美町岡区福岡</td> <td>140.4 ～ 146.1 L=5.7km</td> <td>福岡観測所 (他1箇所)</td> <td>120</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>注1 連続雨量</td> </tr> <tr> <td>その他の区域</td> <td></td> <td>蒲生観測所 (他4箇所)</td> <td>150</td> <td>250</td> <td>—</td> <td>注1 連続雨量</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">483</td> <td>兵庫県朝来市和田山町加都 ——(和田山JCT・IC)—— 兵庫県丹波市春日町野村 ——(春日IC)——</td> <td></td> <td>和田山JCT (他5箇所)</td> <td>150</td> <td>250</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>兵庫県豊岡市日高町久斗 ——(日高神鍋高原IC)—— 兵庫県朝来市和田山町加都 ——(和田山JCT・IC)——</td> <td>21.6 ～ 35.2 L=13.6km</td> <td>大倉部石和TN 間 (他1箇所)</td> <td>120</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>注1 連続雨量</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>50</td> <td>70</td> <td>110 時間40mm</td> <td>注2 組み合わせ 雨量</td> </tr> </tbody> </table>	号線	区 域	距離票 延長	雨 量 観測所名	注意体制強化 対象雨量	警戒体制 対象雨量	非常体制対象 雨量(通行止)	備 考	9	兵庫県養父市関宮 ～ 兵庫県美方郡香美町岡区福岡	140.4 ～ 146.1 L=5.7km	福岡観測所 (他1箇所)	120	150	200	注1 連続雨量	その他の区域		蒲生観測所 (他4箇所)	150	250	—	注1 連続雨量	483	兵庫県朝来市和田山町加都 ——(和田山JCT・IC)—— 兵庫県丹波市春日町野村 ——(春日IC)——		和田山JCT (他5箇所)	150	250	—		兵庫県豊岡市日高町久斗 ——(日高神鍋高原IC)—— 兵庫県朝来市和田山町加都 ——(和田山JCT・IC)——	21.6 ～ 35.2 L=13.6km	大倉部石和TN 間 (他1箇所)	120	150	200	注1 連続雨量				50	70	110 時間40mm	注2 組み合わせ 雨量
号線	区 域	距離票 延 長	雨 量 観測所名	注意体制強化 対象雨量	警戒体制 対象雨量	非常体制対象雨量 (通行止)																																																																			
9	兵庫県養父市関宮～ 兵庫県美方郡香美町岡区福岡	140.4～ 146.1 L=5.7km	福 岡 観 測 所 (他1箇所)	120	150	200																																																																			
	その他の区域		蒲生観測所 (他4箇所)	150	250	—																																																																			
483	兵庫県養父市八鹿町国木～ 兵庫県丹波市春日町野村		山東IC 観 測 所 (他8箇所)	150	250	—																																																																			
号線	区 域	距離票 延長	雨 量 観測所名	注意体制強化 対象雨量	警戒体制 対象雨量	非常体制対象 雨量(通行止)	備 考																																																																		
9	兵庫県養父市関宮 ～ 兵庫県美方郡香美町岡区福岡	140.4 ～ 146.1 L=5.7km	福岡観測所 (他1箇所)	120	150	200	注1 連続雨量																																																																		
	その他の区域		蒲生観測所 (他4箇所)	150	250	—	注1 連続雨量																																																																		
483	兵庫県朝来市和田山町加都 ——(和田山JCT・IC)—— 兵庫県丹波市春日町野村 ——(春日IC)——		和田山JCT (他5箇所)	150	250	—																																																																			
	兵庫県豊岡市日高町久斗 ——(日高神鍋高原IC)—— 兵庫県朝来市和田山町加都 ——(和田山JCT・IC)——	21.6 ～ 35.2 L=13.6km	大倉部石和TN 間 (他1箇所)	120	150	200	注1 連続雨量																																																																		
				50	70	110 時間40mm	注2 組み合わせ 雨量																																																																		

現 行	修 正 案
<p>注) <u>雨量は連続雨量とし、連続雨量の判断は、降雨状況、気象条件等を総合的に判断して行うが、原則として降雨3時間以内の中断は、連続雨量として取り扱う。ただし、連続3時間降雨量2mm以下は0とみなす。</u></p> <p>② 兵庫県が管理する道路(「災害時における道路の通行の禁止又は制限の実施要領」による。県が管理する一般国道を含む。) ア～ウ (略) エ 通行の禁止、制限 県(土木事務所)は、災害時に交通の危険が生じると認められる場合、管轄の警察署長と協議の上、必要な通行の禁止又は制限措置をとり、道路法第47条の4に規定する道路標識を設置することとする。 オ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 西日本高速道路株式会社関西支社が管理する有料道路 ア 交通規制の実施基準</p>	<p>注1) <u>雨量は連続雨量とし、連続雨量の判断は、降雨状況、気象条件等を総合的に判断して行うが、原則として降雨3時間未満の中断は、連続雨量として取り扱う。但し1時間降雨量2mm以下が連続3時間続いた場合、連続雨量を0とみなす。</u></p> <p>注2) <u>時間40mm以上の激しい降雨が予想され、対策部長が必要と判断した場合は、組み合わせ雨量の規制値として取り扱う。規制の解除については、パトロールを実施し、危険が無い事を確認した後、対策部長が判断を行う。</u></p> <p>② 兵庫県が管理する道路(「災害時における道路の通行の禁止又は制限の実施要領」による。県が管理する一般国道を含む。) ア～ウ (略) エ 通行の禁止、制限 県(土木事務所)は、災害時に交通の危険が生じると認められる場合、管轄の警察署長と協議の上、必要な通行の禁止又は制限措置をとり、道路法第47条の5に規定する道路標識を設置することとする。 オ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 西日本高速道路株式会社関西支社が管理する有料道路 ア 交通規制の実施基準</p>

風水害等対策計画

現 行

別表1 通行止め等基準値

道路名	事務所	IC名	通行止基準値			通行止基準値 (第二基準)			通行規制基準値 連続雨量(mm)	備 考
			連続雨量 (mm)	組合せ雨量(mm) 連続雨量 時間雨量	連続雨量 (mm)	組合せ雨量(mm) 連続雨量 時間雨量	連続雨量 (mm)	組合せ雨量(mm) 連続雨量 時間雨量		
名神	大阪高速道路事務所	豊中IC 西宮IC	-	-	-	-	-	-	-	
中国 道	大阪高速道路事務所	吹田JCT 中国池田	-	-	-	-	-	-	-	
	神戸高速道路事務所	宝塚IC 吉川IC	210	160	45	160	-	-	110	
		滝野社IC 福崎IC	180	150	50	130	-	-	100	
	福崎高速道路事務所	山崎IC 佐用IC	180	130	35	130	-	-	90	
		福崎IC 山崎IC	220	180	45	170	-	-	130	
		佐用IC 佐用TB	220	150	45	170	-	-	100	
鳥取道		200	150	45	150	-	-	100		
山陽 道	神戸高速道路事務所	神戸JCT 三木小野IC	200	140	45	150	140	45	90	
	姫路高速道路事務所	姫路東IC 備前IC	220	140	35	170	140	35	100	
山陽 道線	神戸高速道路事務所	三木JCT 神戸西IC	200	140	45	150	140	45	90	
舞鶴 道	神戸高速道路事務所	吉川JCT 三田西IC	210	160	45	160	-	-	110	
		三田西IC 備前IC	190	130	45	140	130	45	80	
	福知山高速道路事務所	三田西IC 小浜西IC	210	120	40	160	120	40	80	
		小浜西IC 小浜IC	210	120	40	160	120	40	80	
播磨 道	姫路高速道路事務所	播磨JCT 播磨新宮IC	220	140	30	170	140	30	100	
第二神明 道	第二神明道路事務所	須磨IC 明石西IC	190	150	40	140	-	-	110	
第二北 神		垂水JCT 永井谷JCT	190	160	45	140	-	-	110	

イ (略)

修 正 案

別表1 通行止め等基準値

道路名	事務所	IC名	通行止基準値			通行止基準値 (第二基準)			通行規制基準値 連続雨量(mm)	備 考
			連続雨量 (mm)	組合せ雨量(mm) 連続雨量 時間雨量	連続雨量 (mm)	組合せ雨量(mm) 連続雨量 時間雨量	連続雨量 (mm)	組合せ雨量(mm) 連続雨量 時間雨量		
名神	大阪	豊中IC 西宮IC	-	-	-	-	-	-	-	
新 名 神	神戸	三田西IC 川西 神戸JCT	230	200	50	-	-	-	150	新規供用
			160	-	-	-	-	-	110	新規供用
中国 道	大阪	吹田JCT 中国池田	-	-	-	-	-	-	-	
		宝塚IC 吉川IC	210	160	45	160	-	-	110	
	神戸	滝野社IC 福崎IC	220	180	50	170	-	-	130	
		山崎IC 佐用IC	200	130	40	150	-	-	90	
		福崎IC 山崎IC	220	180	45	170	-	-	130	
		佐用IC 佐用TB	220	150	45	170	-	-	100	
鳥取道		200	150	45	150	-	-	100		
山陽 道	神戸	神戸JCT 三木小野IC	200	140	45	150	140	45	90	
	姫路	姫路東IC 備前IC	220	140	35	170	140	35	100	
山陽 道線	神戸	三木JCT 神戸西IC	200	140	45	150	140	45	90	
舞鶴 道	神戸	吉川JCT 三田西IC	210	160	45	160	-	-	110	
	福知山	三田西IC 福知山IC	190	130	45	140	130	45	80	
第二神明 道	第二神明	須磨IC 明石西IC	220	170	40	170	-	-	130	
		垂水JCT 永井谷JCT	220	170	45	170	-	-	120	
播磨 道	姫路	播磨JCT 播磨新宮IC	220	140	30	170	140	30	100	

イ (略)

風水害等対策計画

現 行					修 正 案				
⑤ 阪神高速道路株式会社が管理する有料道路					⑤ 阪神高速道路株式会社が管理する有料道路				
ア 通行規制等の実施基準					ア 通行規制等の実施基準				
種類	区 間	基 準	巡回・協議	措 置	種類	区 間	基 準	巡回・協議	措 置
強風	湾岸線	風速 10m/sec 以上	巡回の強化	走行注意の情報提供	強風	湾岸線	風速 10m/sec 以上	巡回の強化	走行注意の情報提供
		風速 15m/sec 以上	警察との協議	速度制限			風速 15m/sec 以上	警察との協議	流入制限（1ブースとする） 速度制限
		風速 20m/sec 以上	警察との協議	通行止め			風速 20m/sec 以上	警察との協議	通行止め
	その他	風速 15m/sec 以上	巡回の強化	走行注意の情報提供		その他	風速 15m/sec 以上	巡回の強化	走行注意の情報提供
		風速 20m/sec 以上	警察との協議	流入制限（1ブースとする）			風速 20m/sec 以上	警察との協議	流入制限（1ブースとする）
		風速 25m/sec 以上	警察との協議	通行止め			風速 25m/sec 以上	警察との協議	通行止め
大雨	北神戸線	連続雨量110mm以上	巡回の強化	走行注意の情報提供	大雨	北神戸線	連続雨量110mm以上	巡回の強化	走行注意の情報提供
	箕谷以西 箕谷以东 神戸山手線	連続雨量210mm以上	警察との協議	通行止め		箕谷以西 箕谷以东 神戸山手線	連続雨量210mm以上	警察との協議	通行止め
		連続雨量160mm以上且つ 時間雨量45mm以上					連続雨量160mm以上且つ 時間雨量45mm以上		
	その他		巡回の強化 警察との協議	走行注意の情報提供 その他必要な通行規制		その他		巡回の強化 警察との協議	走行注意の情報提供 その他必要な通行規制
イ (略)					イ (略)				
⑥ 本州四国連絡高速道路株式会社が管理する有料道路					⑥ 本州四国連絡高速道路株式会社が管理する有料道路				
ア 通行制限及び通行禁止の実施基準					ア 通行制限及び通行禁止の実施基準				
<p>本州四国連絡高速道路株式会社は、災害発生により交通が危険であると認められる場合の他、次に定める基準に該当する場合は、あらかじめ県警察本部と協議の上、通行制限又は通行禁止（以下、「通行制限等」という。）の措置をとることとする。</p>					<p>本州四国連絡高速道路株式会社は、災害発生により交通が危険であると認められる場合の他、次に定める基準に該当する場合は、あらかじめ県警察本部と協議の上、通行制限又は通行禁止（以下、「通行制限等」という。）の措置をとることとする。</p>				
○通行制限・通行禁止基準値					○通行制限・通行禁止基準値				
事象	区間	※50km規制（通行制限基準値）		通行禁止（通行禁止基準値）	事象	区間	※50km規制（通行制限基準値）		通行禁止（通行禁止基準値）
雨	神戸西IC	連続雨量：概ね200mm以上 又は 時間雨量：概ね 20mm以上		連続雨量：概ね250mm以上 又は 連続雨量が100mmに達した後、 時間雨量が概ね40mm以上の時	雨	神戸西IC	連続雨量：概ね (〇〇) mm以上 又は 時間雨量：概ね (〇〇) mm以上 各IC間の雨量は下表のとおり。		連続雨量：概ね (〇〇) mm以上 又は 連続雨量が (〇〇) mmに達した後、 時間雨量が概ね (〇〇) mm以上の時 各IC間の雨量は下表のとおり。
		10分間平均風速：概ね15m/s以上		10分間平均風速：概ね25m/s以上			10分間平均風速：概ね15m/s以上		10分間平均風速：概ね25m/s以上
その他 (霧・雪・凍結)	鳴門IC	視程：概ね100m以下		視程：概ね50m以下	その他 (霧・雪・凍結)	鳴門IC	視程：概ね100m以下		視程：概ね50m以下
		積雪が始まった状態		積雪が著しい状態			積雪が始まった状態		積雪が著しい状態
		凍結が予想される場合		凍結し、一般車両の通行が困難と判断される場合			凍結が予想される場合		凍結し、一般車両の通行が困難と判断される場合
※ 淡路島南 IC～鳴門北 IC（大鳴門橋）間は、40km 規制					※ 淡路島南 IC～鳴門北 IC（大鳴門橋）間は、40km 規制				

現 行	修 正 案																																																	
<p>イ 通行制限等の実施方法</p> <p>(7) 本州四国連絡高速道路株式会社は、通行制限等を実施する場合、<u>道路標識、可変情報板</u>等により通行中の車両に対して通行制限等の表示を行うこととする。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p>	<p>別表 降雨時の通行制限・通行禁止基準値一覧表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">IC名</th> <th colspan="2">※50km規制 (通行制限基準値)</th> <th colspan="3">通行禁止(通行禁止基準値)</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">連続雨量(mm)</th> <th rowspan="2">時間雨量(mm)</th> <th rowspan="2">連続雨量(mm)</th> <th colspan="2">組合せ雨量(mm)</th> </tr> <tr> <th>連続雨量</th> <th>時間雨量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸西IC～東浦IC</td> <td>140</td> <td>20</td> <td>260</td> <td>180</td> <td>40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東浦IC～津名一宮IC</td> <td>150</td> <td>20</td> <td>340</td> <td>200</td> <td>50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津名一宮IC～淡路島南IC</td> <td>145</td> <td>20</td> <td>320</td> <td>200</td> <td>55</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(淡路島中央スマートIC)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>(270)</td> <td>(150)</td> <td>(55)</td> <td>出入閉鎖</td> </tr> <tr> <td>淡路島南IC～鳴門IC</td> <td>145</td> <td>20</td> <td>340</td> <td>200</td> <td>55</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 通行制限等の実施方法</p> <p>(7) 本州四国連絡高速道路株式会社は、通行制限等を実施する場合、<u>可変情報板</u>等により通行中の車両に対して通行制限等の表示を行うこととする。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p>	IC名	※50km規制 (通行制限基準値)		通行禁止(通行禁止基準値)			備考	連続雨量(mm)	時間雨量(mm)	連続雨量(mm)	組合せ雨量(mm)		連続雨量	時間雨量	神戸西IC～東浦IC	140	20	260	180	40		東浦IC～津名一宮IC	150	20	340	200	50		津名一宮IC～淡路島南IC	145	20	320	200	55		(淡路島中央スマートIC)	—	—	(270)	(150)	(55)	出入閉鎖	淡路島南IC～鳴門IC	145	20	340	200	55	
IC名	※50km規制 (通行制限基準値)		通行禁止(通行禁止基準値)			備考																																												
	連続雨量(mm)		時間雨量(mm)	連続雨量(mm)	組合せ雨量(mm)																																													
		連続雨量			時間雨量																																													
神戸西IC～東浦IC	140	20	260	180	40																																													
東浦IC～津名一宮IC	150	20	340	200	50																																													
津名一宮IC～淡路島南IC	145	20	320	200	55																																													
(淡路島中央スマートIC)	—	—	(270)	(150)	(55)	出入閉鎖																																												
淡路島南IC～鳴門IC	145	20	340	200	55																																													

風水害等対策計画

現 行					修 正 案				
⑦ 兵庫県道路公社が管理する有料道路					⑦ 兵庫県道路公社が管理する有料道路				
ア 通行規制の実施基準					ア 通行規制の実施基準				
種 別	通行制限	規制対象区間	通行禁止	規制対象区間	種 別	通行制限	規制対象区間	通行禁止	規制対象区間
降 雨	<ul style="list-style-type: none"> ○速度規制 (警察へ依頼) <ul style="list-style-type: none"> ・播但連絡道路 連続雨量 130mm ・遠阪トンネル 連続雨量 130mm ○通行注意 (情報板による表示) <ul style="list-style-type: none"> ・播但連絡道路 連続雨量 130mm ・西宮北道路 連続雨量 130mm 	和田山IC-福崎北R (状況に応じて区間を設け) 朝来市山東町柴-丹波市青垣町遠阪	<ul style="list-style-type: none"> ・播但連絡道路 連続雨量 200mm ・遠阪トンネル 連続雨量 200mm ・西宮北道路 連続雨量 200mm 	和田山IC-福崎北R 豊富R-姫路JCT (状況に応じて区間を設け) 朝来市山東町柴-丹波市青垣町遠阪 西宮市山口町船坂-西宮市越水 (南伸区間を除く)	降 雨	<ul style="list-style-type: none"> ○速度規制 (警察へ依頼) <ul style="list-style-type: none"> ・播但連絡道路 連続雨量 130mm ・遠阪トンネル 連続雨量 130mm ○通行注意 (情報板による表示) <ul style="list-style-type: none"> ・播但連絡道路 連続雨量 130mm 	和田山IC-福崎北R (状況に応じて区間を設け) 朝来市山東町柴-丹波市青垣町遠阪	<ul style="list-style-type: none"> ・播但連絡道路 連続雨量 200mm ・遠阪トンネル 連続雨量 200mm 	和田山IC-福崎北R 豊富R-姫路JCT (状況に応じて区間を設け) 朝来市山東町柴-丹波市青垣町遠阪
風	<ul style="list-style-type: none"> ○速度規制 (警察と協議) 風速 20m/sec以上 ・播但連絡道路 ・遠阪トンネル ○通行注意 (情報板による表示) 風速20m/sec以上 <ul style="list-style-type: none"> ・播但連絡道路 ・西宮北道路 	和田山IC-福崎北R (状況に応じて区間を設け) 全区間	<ul style="list-style-type: none"> 風速 25m/sec ・播但連絡道路 ・遠阪トンネル ・西宮北道路 	全区間 (状況に応じて区間を設け) 全区間 公社管理区間 (南伸区間を除く)	風	<ul style="list-style-type: none"> ○速度規制 (警察と協議) 風速 20m/sec以上 ・播但連絡道路 ・遠阪トンネル ○通行注意 (情報板による表示) 風速20m/sec以上 <ul style="list-style-type: none"> ・播但連絡道路 	和田山IC-福崎北R (状況に応じて区間を設け) 全区間	<ul style="list-style-type: none"> 風速 25m/sec ・播但連絡道路 ・遠阪トンネル 	全区間 (状況に応じて区間を設け) 全区間
雪・凍結	<ul style="list-style-type: none"> ○速度規制 (警察と協議) ・播但連絡道路 ・遠阪トンネル ○通行注意 (情報板による表示) ・播但連絡道路 ・西宮北道路 ・降雪が始まったとき ・凍結の恐れがあるとき ○冬用タイヤ指導 (警察と協議) ・播但連絡道路 ・遠阪トンネル ・積雪及び凍結により一般車両の通行に支障があると判断されるとき 	和田山IC-福崎北R (状況に応じて区間を設け) 全区間 福崎北R-姫路JCT (状況に応じて区間を設け) 公社管理区間 (南伸区間を除く) 和田山IC-市川北R (状況に応じて和田山IC-朝来IC) 全区間	<ul style="list-style-type: none"> (警察と協議) ・播但連絡道路 ・遠阪トンネル ・西宮北道路 ・積雪及び凍結により一般車両 (冬用タイヤ指導区間にあっては、冬用タイヤ着用車) の通行が困難であると判断されるとき 	全区間 (状況に応じて区間を設け) 全区間 公社管理区間 (南伸区間を除く)	雪・凍結	<ul style="list-style-type: none"> ○速度規制 (警察と協議) ・播但連絡道路 ・遠阪トンネル ○通行注意 (情報板による表示) ・播但連絡道路 ・降雪が始まったとき ・凍結の恐れがあるとき ○冬用タイヤ指導 (警察と協議) ・播但連絡道路 ・遠阪トンネル ・積雪及び凍結により一般車両の通行に支障があると判断されるとき 	和田山IC-福崎北R (状況に応じて区間を設け) 全区間 福崎北R-姫路JCT (状況に応じて区間を設け) 和田山IC-市川北R (状況に応じて和田山IC-朝来IC) 全区間	<ul style="list-style-type: none"> (警察と協議) ・播但連絡道路 ・遠阪トンネル ・積雪及び凍結により一般車両 (冬用タイヤ指導区間にあっては、冬用タイヤ着用車) の通行が困難であると判断されるとき 	全区間 (状況に応じて区間を設け) 全区間

風水害等対策計画

現 行	修 正 案																																		
<p>イ (略)</p> <p>⑧ 芦有ドライブウェイ株式会社が管理する有料道路</p> <p>ア 交通規制の実施基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">規制内容</th> <th style="text-align: center;">交通規制基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通行注意喚起</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連続雨量が120mmに達した場合 ・ 大雨洪水警報が発令された場合 </td> </tr> <tr> <td>通行止め</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連続雨量が200mmに達した場合 ・ 連続雨量が120mmに達し、かつ時間雨量が40mmを超える場合 </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	規制内容	交通規制基準	通行注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連続雨量が120mmに達した場合 ・ 大雨洪水警報が発令された場合 	通行止め	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連続雨量が200mmに達した場合 ・ 連続雨量が120mmに達し、かつ時間雨量が40mmを超える場合 	<p>イ (略)</p> <p>⑧ 芦有ドライブウェイ株式会社が管理する有料道路</p> <p>ア 交通規制の実施基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">通行止め規制</th> <th style="text-align: center;">チェーン等 装着規制</th> <th style="text-align: center;">通行注意</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>異常降雨</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連続雨量が200mmに達した場合 ・ 連続雨量が160mmに達しかつ時間雨量が40mmを超える場合 ・ 降雨による通行止めを解除後、24時間以内に降り始めた連続雨量が150mmに達した場合 ・ 県道奥山・精道線が降雨等により通行止めを行う場合、県土木からの要請により通行止めを実施 </td> <td style="text-align: center;">—</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連続雨量が120mmに達した場合 ・ 大雨洪水警報が発令された場合 </td> </tr> <tr> <td>強風</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強風により倒木、樹木等の路面散乱が発生した場合 </td> <td style="text-align: center;">—</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強風注意報が発令された場合 </td> </tr> <tr> <td>霧</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 霧が発生し視界不良の場合 </td> </tr> <tr> <td>雪</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路パトロールにより路面に積雪が確認され、チェーン等装着による走行が困難な場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路パトロールにより路面に積雪が確認された場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象予測により路面凍結、降雪、積雪等が予測される場合 ・ 降雪の場合 </td> </tr> <tr> <td>路面凍結</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路パトロールにより路面凍結が確認され、チェーン等装着による走行が困難な場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路パトロールにより路面に凍結が確認された場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象予測により路面凍結が予測される場合 </td> </tr> <tr> <td>事故等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故等により通行止めが必要な場合 </td> <td style="text-align: center;">—</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故等が発生し、通行止めの必要がない場合 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※連続雨量とは、雨の降り始めから終わりまで2mm/hrを超える雨が6時間以上中断を伴わず継続した場合の累積雨量をいう。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	種別	通行止め規制	チェーン等 装着規制	通行注意	異常降雨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連続雨量が200mmに達した場合 ・ 連続雨量が160mmに達しかつ時間雨量が40mmを超える場合 ・ 降雨による通行止めを解除後、24時間以内に降り始めた連続雨量が150mmに達した場合 ・ 県道奥山・精道線が降雨等により通行止めを行う場合、県土木からの要請により通行止めを実施 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連続雨量が120mmに達した場合 ・ 大雨洪水警報が発令された場合 	強風	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強風により倒木、樹木等の路面散乱が発生した場合 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強風注意報が発令された場合 	霧	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 霧が発生し視界不良の場合 	雪	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路パトロールにより路面に積雪が確認され、チェーン等装着による走行が困難な場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路パトロールにより路面に積雪が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象予測により路面凍結、降雪、積雪等が予測される場合 ・ 降雪の場合 	路面凍結	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路パトロールにより路面凍結が確認され、チェーン等装着による走行が困難な場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路パトロールにより路面に凍結が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象予測により路面凍結が予測される場合 	事故等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故等により通行止めが必要な場合 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故等が発生し、通行止めの必要がない場合
規制内容	交通規制基準																																		
通行注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連続雨量が120mmに達した場合 ・ 大雨洪水警報が発令された場合 																																		
通行止め	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連続雨量が200mmに達した場合 ・ 連続雨量が120mmに達し、かつ時間雨量が40mmを超える場合 																																		
種別	通行止め規制	チェーン等 装着規制	通行注意																																
異常降雨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連続雨量が200mmに達した場合 ・ 連続雨量が160mmに達しかつ時間雨量が40mmを超える場合 ・ 降雨による通行止めを解除後、24時間以内に降り始めた連続雨量が150mmに達した場合 ・ 県道奥山・精道線が降雨等により通行止めを行う場合、県土木からの要請により通行止めを実施 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連続雨量が120mmに達した場合 ・ 大雨洪水警報が発令された場合 																																
強風	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強風により倒木、樹木等の路面散乱が発生した場合 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強風注意報が発令された場合 																																
霧	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 霧が発生し視界不良の場合 																																
雪	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路パトロールにより路面に積雪が確認され、チェーン等装着による走行が困難な場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路パトロールにより路面に積雪が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象予測により路面凍結、降雪、積雪等が予測される場合 ・ 降雪の場合 																																
路面凍結	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路パトロールにより路面凍結が確認され、チェーン等装着による走行が困難な場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路パトロールにより路面に凍結が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象予測により路面凍結が予測される場合 																																
事故等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故等により通行止めが必要な場合 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故等が発生し、通行止めの必要がない場合 																																

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 交通・輸送対策の実施 第3款 ヘリコプターの運航 第1 (略) 第2 内容 1 県消防防災ヘリコプター (1)～(2) (略) (3) 県内市町からの支援要請手続 ①～② (略) ③ 要請先 ア 県災害対策本部非設置時 ・昼間（8:45～17:30）の要請は電話会議システムにより行う。 ・夜間（17:30～翌朝 8:45）の要請は神戸市消防局警防部司令課に対して行う。 神戸市消防局警防部司令課 TEL (078)331-0119 FAX (078)325-8529 イ (略) ④～⑥ (略) (4) (略) 2～3 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 交通・輸送対策の実施 第3款 ヘリコプターの運航 第1 (略) 第2 内容 1 県消防防災ヘリコプター (1)～(2) (略) (3) 県内市町からの支援要請手続 ①～② (略) ③ 要請先 ア 県災害対策本部非設置時 ・昼間（8:45～17:30）の要請は電話会議システムにより行う。 ・夜間（17:30～翌朝 8:45）の要請は神戸市消防局警防部司令課に対して行う。 神戸市消防局警防部司令課 TEL (078)333-0119 FAX (078)325-8529 イ (略) ④～⑥ (略) (4) (略) 2～3 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1 (略)</p>

現 行	修 正 案
<p>2 避難の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難のための勧告及び指示</p> <p>① 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の基準</p> <p>ア 市町は、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して避難行動を開始することを求める必要があるときは、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令することとする。</p> <p>イ 市町は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めることとする。</p> <p>ウ 市町は、避難勧告等の的確な判断に資するため、気象台との間のホットラインや防災気象情報システムの活用等を図ることとする。</p> <p>エ 市町は、土砂災害における避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況、気象状況、県の補足情報等も合わせて総合的に判断すること。</p> <p>オ 市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し<u>避難の勧告</u>をすることとする。<u>また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示</u>をすることとする。</p> <p>カ 市町は、要援護者への避難準備・高齢者等避難開始、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。</p> <p>キ～ク (略)</p>	<p>2 避難の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難のための勧告及び指示</p> <p>① 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、<u>災害発生情報の基準</u></p> <p>ア 市町は、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して避難行動を開始することを求める必要があるときは、「<u>警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始</u>」を発令することとする。</p> <p>イ 市町は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めることとする。</p> <p>ウ 市町は、避難勧告等の的確な判断に資するため、気象台との間のホットラインや防災気象情報システムの活用等を図ることとする。</p> <p>エ 市町は、土砂災害における避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況、気象状況、県の補足情報等も合わせて総合的に判断すること。</p> <p>オ 市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し「<u>警戒レベル4、避難勧告</u>」を発令することとする。<u>地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に「警戒レベル4、避難指示(緊急)」を発令することとし、災害が実際に発生していることを把握した場合には可能な範囲で「警戒レベル5、災害発生情報」を発令することとする。</u></p> <p>カ 市町は、要援護者への避難準備・高齢者等避難開始、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退先を指示したとき、<u>また、災害発生情報を発令したときは</u>、速やかにその旨を知事に報告することとする。</p> <p>キ～ク (略)</p>

風水害等対策計画

現 行			修 正 案			
三類型の避難勧告等一覧			避難勧告等一覧			
	発令時の状況	住民に求める行動		発令時の状況	住民に求める行動	
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 	警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 	警戒レベル4	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 	警戒レベル5	避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ※地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
				災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生している状況 	<ul style="list-style-type: none"> 命を守るための最善の行動
				※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令		
<p>〔参考〕避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令の参考となる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川等の氾濫………水位の状況（警戒水位、洪水特別警戒水位等）、河川の状況、気象状況等（洪水予報河川、水位周知河川、小河川・水路等で条件が異なる） ○雨水出水………公共下水道等の排水施設等の水位の状況（雨水出水特別警戒水位） ○土砂災害………濁流、斜面の状況、降雨指標値、気象状況等 ○高潮………潮位の状況（警戒潮位、高潮特別警戒水位等）、海岸の状況、気象状況等 <p>（「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討報告」ほかより）</p>			<p>〔参考〕避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報の発令の参考となる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川等の氾濫………水位の状況（警戒水位、洪水特別警戒水位等）、河川の状況、気象状況等（洪水予報河川、水位周知河川、小河川・水路等で条件が異なる） ○雨水出水………公共下水道等の排水施設等の水位の状況（雨水出水特別警戒水位） ○土砂災害………濁流、斜面の状況、降雨指標値、気象状況等 ○高潮………潮位の状況（警戒潮位、高潮特別警戒水位等）、海岸の状況、気象状況等 <p>（「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討報告」ほかより）</p>			

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>② 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の内容 市町長等は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。</p> <p>ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)が出された地域名 イ 避難経路及び避難先 ウ 避難時の服装、携行品 エ 避難行動における注意事項</p> <p>③ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の伝達方法</p> <p>ア (略) イ 市町は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとする。また、市町は地域のコミュニティFMやCATV等の活用も図ることとする。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p><伝達文例></p> <p>□ 避難準備・高齢者等避難開始 緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。こちらは、〇〇市です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に避難準備・高齢者等避難開始を出しました。〇〇地区に避難準備・高齢者等避難開始を出しました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、〇〇公民館へ避難してください。その他の方は避難の準備を始めてください。</p> <p>□ 避難勧告 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。こちらは、〇〇市です。〇時〇分に〇〇地区に避難勧告を出しました。〇〇地区に避難勧告を出しました。〇〇川の</p>	<p>② 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、<u>災害発生情報</u>の内容 市町長等は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、<u>災害発生情報</u>を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。</p> <p>ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、<u>災害発生情報</u>が出された地域名 イ 避難経路及び避難先 ウ 避難時の服装、携行品 エ 避難行動における注意事項</p> <p>③ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、<u>災害発生情報</u>の伝達方法</p> <p>ア (略) イ 市町は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、<u>災害発生情報</u>を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとする。また、市町は地域のコミュニティFMやCATV等の活用も図ることとする。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p><伝達文例></p> <p>□ <u>警戒レベル3</u>、避難準備・高齢者等避難開始 緊急放送、緊急放送、<u>警戒レベル3</u>、避難準備・高齢者等避難開始発令。こちらは、〇〇市です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に<u>警戒レベル3</u>、避難準備・高齢者等避難開始を出しました。〇〇地区に<u>警戒レベル3</u>、避難準備・高齢者等避難開始を出しました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、〇〇公民館へ避難してください。その他の方は避難の準備を始めてください。</p> <p>□ <u>警戒レベル4</u>、避難勧告 緊急放送、緊急放送、<u>警戒レベル4</u>、避難勧告発令。こちらは、〇〇市です。〇時〇分に〇〇地区に<u>警戒レベル4</u>、避難勧告を出しました。〇〇地区に<u>警戒</u></p>

現 行	修 正 案
<p>2 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急仮設の供与要請</p> <p>① (略)</p> <p>② 市町は、次の事項を可能な限り示し、応急仮設住宅の供与を県に要請する。</p> <p>ア 被害戸数</p> <p>イ 設置を必要とする型別戸数、建設場所</p> <p>ウ 連絡責任者</p> <p>③ 県は、市町から供給あつせんの要請があつたとき、若しくは自ら必要があると認める場合に対応する。</p> <p>④ 県は、市町からの情報等に基づき、応急仮設住宅の供与方法を決定する。</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設</p> <p>① 実施機関</p> <p> 応急仮設住宅の建設は<u>県</u>で実施し、管理は市町で実施することとする。なお、災害救助法適用市町が一つのみなどの場合は、市町による建設も検討することができる。</p> <p>② 建設方法</p> <p>ア 市町は、平時から、あらかじめ建設可能な土地を把握しておくこととする。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 県は、なお供給に不足が生じる場合には、他府県や、国（農林水産省、経済産業省、国土交通省）に建設業者や資機材のあつせん等を要請することとする。</p>	<p>2 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急仮設の<u>要請・供与</u></p> <p>① (略)</p> <p>② <u>救助実施市を除く市町は、次の事項を可能な限り示し、応急仮設住宅の供与を県に要請し、救助実施市は必要戸数を県に報告する。</u></p> <p>ア 被害戸数</p> <p>イ 設置を必要とする型別戸数、建設場所</p> <p>ウ 連絡責任者</p> <p>③ 県は、<u>救助実施市を除く市町</u>から供給あつせんの要請があつたとき、又は必要があると認める場合、自ら対応する。</p> <p>④ 県は、<u>救助実施市を除く市町</u>からの情報等に基づき、応急仮設住宅の供与方法を決定する。</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設</p> <p>① 実施機関</p> <p> 応急仮設住宅の建設は<u>県又は救助実施市</u>が実施し、維持管理は市町で実施することとする。県は、<u>救助実施市分を取りまとめて協定団体へ建設を要請する。被災範囲が救助実施市のみの場合、救助実施市は、②のウによる協定団体へ直接建設を要請し、その内容を県へ報告する。</u>なお、災害救助法適用市町が一つのみなどの場合は、<u>救助実施市を除く市町</u>による建設も検討することができる。</p> <p>② 建設方法</p> <p>ア 市町は、平時から、あらかじめ建設可能な土地<u>及び戸数</u>を把握しておくこととする。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 県は、なお供給に不足が生じる場合には、他府県や、国（<u>内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省等</u>）に建設業者や資機材のあつせん等を要請することとする。</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>オ (略)</p> <p>カ 県、市町は、必要に応じ高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することとする。</p> <p>(4) 民間賃貸住宅の借上げ</p> <p>① 県、市町は、被災状況や地域の実情等必要に応じて、民間賃貸住宅を借上げて供給する。</p> <p>② 県、市町は、平時から業界の協力を得られるよう努める。</p> <p>(5) 入居者の認定</p> <p>① 市町は、自らの資力では住宅の<u>応急修理</u>ができない者を対象に認定することとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 生活環境の整備</p> <p>① 県、市町は、仮設住宅の整備と併せて、集会施設（ふれあいセンター）等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進することとする。</p> <p>② (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>オ (略)</p> <p>カ 県は、<u>内閣府と協議の上</u>、必要に応じ高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することとする。</p> <p>(4) 民間賃貸住宅の借上げ</p> <p>① 県又は市町は、<u>内閣府と協議の上</u>、被災状況や地域の実情等必要に応じて、民間賃貸住宅を借上げて供給する。</p> <p>② 県及び市町は、平時から業界の協力を得られるよう努める。</p> <p>(5) 入居者の認定</p> <p>① 市町は、自らの資力では住宅の<u>確保</u>ができない者を対象に認定することとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 生活環境の整備</p> <p>① 県又は市町は、仮設住宅の整備と併せて、集会施設（ふれあいセンター）等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進することとする。</p> <p>② (略)</p> <p>3～7 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第1款 食料の供給</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第1款 食料の供給</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～4 (略)</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>5 主食の供給</p> <p>(1) 米穀の供給</p> <p>① (略)</p> <p>② 災害救助法が発動されてからの供給</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、市町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、農林水産省政策統括官に政府所有米穀の<u>売却</u>を要請し、米穀の売買契約を締結し、市町に供給する。</p> <p>ウ 市町は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省政策統括官に政府所有米穀の<u>売却</u>を要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p> <p>[資 料]</p> <p>「<u>災害時の政府所有米穀の供給に係る都道府県からの要請手続きについて</u>」</p>	<p>5 主食の供給</p> <p>(1) 米穀の供給</p> <p>① (略)</p> <p>② 災害救助法が発動されてからの供給</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、市町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、農林水産省政策統括官に政府所有米穀の<u>引渡</u>を要請し、米穀の売買契約を締結し、市町に供給する。</p> <p>ウ 市町は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省政策統括官に政府所有米穀の<u>引渡</u>を要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p> <p>[資 料]</p> <p>「<u>災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて</u>」</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第1款 精神医療の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>こころのケアチーム(DPAT)活動拠点本部の設置</u></p> <p>3～7 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第1款 精神医療の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>「ひょうごDPAT」活動拠点本部の設置</u></p> <p>3～7 (略)</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第2款 健康対策の実施 [実施機関：県健康福祉部健康局、市町、県看護協会]</p> <p>第1 趣旨 災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策について定める。</p> <p>第2 内容 1～2 (略) [新設]</p> <p>3 市町地域防災計画で定めるべき事項</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第2款 健康対策の実施 [実施機関：県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部健康局、市町、県看護協会]</p> <p>第1 趣旨 <u>災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策、保健医療活動の指揮調整機能の支援体制について定める。</u></p> <p>第2 内容 1～2 (略) 3 <u>兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）・保健活動の応援派遣に関する調整</u> <u>県外からの保健医療活動チームの受援調整が必要となるなど、保健医療活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、国に対する DHEAT・保健活動にかかる応援要請を検討する。</u> <u>また、県は、被災都道府県から国を通じて DHEAT の派遣要請があったときは、専門的な研修を受講した職員の中から、医師、保健師等で構成する支援チームや保健活動にかかる派遣を検討する。</u></p> <p>4 市町地域防災計画で定めるべき事項</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第9節 災害時要援護者支援対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1～3 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第9節 災害時要援護者支援対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1～3 (略)</p>

現 行	修 正 案
<p>4 生活支援</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 専門家による支援</p> <p>市町は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、理学療法士、<u>ホームヘルパー等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に行うとともに、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、中長期に支援する体制を構築することとする。</u></p> <p>県は、市町の要請があるとき、または必要と認めるときは、保健師等の専門人材、兵庫県こころのケアチーム（ひょうご DPAT）の派遣等の応援を行う。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 避難所等における配慮</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 福祉サービスの提供</p> <p>県、市町は、福祉サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、<u>ホームヘルパーの派遣等、きめ細かな対応に努めることとする。その際、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意することとする。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>5～11 (略)</p>	<p>4 生活支援</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 専門家による支援</p> <p>市町は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、理学療法士、<u>訪問介護員等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に行うとともに、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、中長期に支援する体制を構築することとする。</u></p> <p>県は、市町の要請があるとき、または必要と認めるときは、保健師等の専門人材、兵庫県こころのケアチーム（ひょうご DPAT）の派遣等の応援を行う。</p> <p><u>また、被災都道府県から国に対して DHEAT の応援要請があり、派遣依頼があるときは、専門的な研修を受講した職員の中から、医師、保健師等の職員を派遣するほか、県、社会福祉協議会、社会福祉法人等をネットワーク化し、大規模災害発生時に福祉サービスの提供を必要とする要援護者に対して、福祉・介護の専門職（災害派遣福祉チーム）を派遣することで、要援護者への継続的な支援体制を整備する。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 避難所等における配慮</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 福祉サービスの提供</p> <p>県、市町は、福祉サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、<u>訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努めることとする。その際、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意することとする。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>5～11 (略)</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施 第3款 災害放送の要請 第1 (略) 第2 内容 1 災害時における放送要請 (1) 知事は(略)朝日放送(略)に対して(略)放送を要請することとする。 (2)～(3) (略) 2～5 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施 第3款 災害放送の要請 第1 (略) 第2 内容 1 災害時における放送要請 (1) 知事は(略)朝日放送テレビ、朝日放送ラジオ(略)に対して(略)放送を要請することとする。 (2)～(3) (略) 2～5 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ 第1 (略) 第2 内容 1 災害ボランティアの受入れ (1) (略) (2) 災害ボランティアの確保と調整 ① 県、市町は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体等と、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努めることとする。 ② (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ 第1 (略) 第2 内容 1 災害ボランティアの受入れ (1) (略) (2) 災害ボランティアの確保と調整 ① 県、市町は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、<u>中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)</u>を含めた連携体制の構築を図り、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努めることとする。 ② (略)</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案															
<p>③ 県、ひょうごボランティアプラザは、必要に応じ、災害ボランティアの募集に係る広報、スーパーバイザー等の派遣、ボランティアバスの運行等の支援を行うこととする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>③ 県、ひょうごボランティアプラザは、必要に応じ、災害ボランティアの募集に係る広報、スーパーバイザー等の派遣、ボランティアバスの運行、<u>ボランティアの活動助成等</u>の支援を行うこととする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>															
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第16節 鉄道施設における応急対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 阪神電気鉄道(株)の応急対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発災時の初動態勢</p> <p>① 運行規制</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 水害</p> <table border="0" data-bbox="259 1018 987 1134"> <tr> <td>・浸水（枕木面を越えたとき）</td> <td>運転速度</td> <td>45 km/h 以下</td> </tr> <tr> <td>・浸水線路（軌条面以下）</td> <td>運転速度</td> <td>15 km/h 以下</td> </tr> <tr> <td>・浸水線路（軌条面以上）</td> <td>運転</td> <td>休止</td> </tr> </table> <p>6 山陽電気鉄道(株)の応急対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発災時の初動態勢</p> <p>① 運行規制</p> <p>ア 風害</p> <p>・風速が毎秒 20m 以上のときは、区間を指定して運転速度を規制するこ</p>	・浸水（枕木面を越えたとき）	運転速度	45 km/h 以下	・浸水線路（軌条面以下）	運転速度	15 km/h 以下	・浸水線路（軌条面以上）	運転	休止	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第16節 鉄道施設における応急対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 阪神電気鉄道(株)の応急対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発災時の初動態勢</p> <p>① 運行規制</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 水害</p> <table border="0" data-bbox="1223 1018 1951 1094"> <tr> <td>・浸水線路（軌条面以下）</td> <td>運転速度</td> <td>15 km/h 以下</td> </tr> <tr> <td>・浸水線路（軌条面以上）</td> <td>運転</td> <td>休止</td> </tr> </table> <p>6 山陽電気鉄道(株)の応急対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発災時の初動態勢</p> <p>① 運行規制</p> <p>ア 風害</p> <p>・風速が毎秒 20m 以上を感知したときは、区間を指定して運転速度を規</p>	・浸水線路（軌条面以下）	運転速度	15 km/h 以下	・浸水線路（軌条面以上）	運転	休止
・浸水（枕木面を越えたとき）	運転速度	45 km/h 以下														
・浸水線路（軌条面以下）	運転速度	15 km/h 以下														
・浸水線路（軌条面以上）	運転	休止														
・浸水線路（軌条面以下）	運転速度	15 km/h 以下														
・浸水線路（軌条面以上）	運転	休止														

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>ととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風速が毎秒 25m 以上のときは、区間を指定して運転を休止することとする。 <p>イ 水害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1時間に 60mm 以上、又は積算（12 時間無降雨状態後の累計）300mm 以上の雨量を感知したときは、区間を指定して運転規制することとする。 ・1時間に 100 mm以上の雨量を感知した時は、区間を指定して運転を休止することとする。 ・水位がまくらぎ上面を越えたときは、毎時 15km 以下の速度で運転することとする。 ・水位がレール面上まで達したときは、運転を休止することとする。 ただし、技術部長が安全を確認したときは、毎時 15km 以下の速度を指定して運転することができる。 ・指定河川において、上流側桁下水位があらかじめ<u>決められた</u>基準に達したとき、区間を指定して運転を休止することとする。 ・法面において、施工基面や法肩付近に線路方向の亀裂が生じたときは、運転を休止することとする。 <p>ウ （略）</p> <p>②～④ （略）</p> <p>7～10 （略）</p> <p>10 神戸すまいまちづくり公社の応急対策 （略）</p>	<p>制することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風速が毎秒 25m 以上を感知したときは、区間を指定して運転を休止することとする。 <p>イ 水害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1時間に 60mm 以上、又は積算（12 時間無降雨状態後の累計）300mm 以上（一部区間は1時間に 50mm 以上、又は積算 200mm 以上）の雨量を感知したときは、区間を指定して<u>運転速度</u>を規制することとする。 ・1時間に 100 mm以上（一部区間は1時間に 60mm 以上、又は積算 250mm 以上）の雨量を感知した時は、区間を指定して運転を休止することとする。 ・水位がまくらぎ上面を越えたときは、毎時 15km 以下の速度で運転することとする。 ・水位がレール面上まで達したときは、運転を休止することとする。 ただし、技術部長が安全を確認したときは、毎時 15km 以下の速度を指定して運転することができる。 ・指定河川において、上流側桁下水位があらかじめ<u>定めた</u>基準に達したとき、区間を指定して運転を休止することとする。 ・法面において、施工基面や法肩付近に線路方向の亀裂が生じたときは、運転を休止することとする。 <p>ウ （略）</p> <p>②～④ （略）</p> <p>7～10 （略）</p> <p>10 <u>(一財)</u>神戸すまいまちづくり公社の応急対策 （略）</p>

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 ライフラインの応急対策の実施 第1款 電力の確保 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 関西電力㈱の応急対策 (1) 災害応急対策に関する事項 ① 対策要員の確保 <u>ア 夜間、休日</u>に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。 <u>イ 対策組織が設置された場合</u>、対策要員は、すみやかに所属する対策組織に出勤する。 なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波の恐れがなくなった後に出社するものとする。 ② 復旧要員の広域運営 <u>他電力会社、電源開発株式会社および電力広域的運営推進機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。</u> ③ 非常災害時の体制 <u>各支社の所管する地域において、非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合における、当該地域の災害に係る予防または復旧対策活動を統括するための対策組織を、支社等の長で協議のうえ、あらかじめ定めておく。</u> ④ 災害時における情報の収集、連絡 <u>災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、すみやかに上位機関の対策組織に報告する。</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 ライフラインの応急対策の実施 第1款 電力の確保 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 関西電力㈱の応急対策 (1) 防災体制 ① 地域における防災体制 <u>関西電力の各支社が所管する地域（以下、「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長を本部長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。</u> <u>神戸および播磨・但馬地域内で、非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防または復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。</u> a. 神戸および播磨・但馬地域非常災害対策総本部 b. 神戸および播磨・但馬地域発販部門等非常災害対策本部 c. 送配電カンパニー神戸および姫路電力本部非常災害対策本部 d. 神戸および播磨・但馬地域発販部門等警戒本部 e. 送配電カンパニー神戸および姫路電力本部警戒本部 * 発販部門等とは関西電力から送配電カンパニーを除いた組織をいう。 ② 総本部の設置基準 <u>総本部の設置基準は、次のとおりとする。</u> <u>ア 次に掲げる場合においては、直ちに総本部を設置する。</u> a. 神戸および播磨・但馬地域内で震度6弱以上の地震が発生した場合 b. 神戸および播磨・但馬地域内に大津波警報が発令された場合 c. 南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発令された場合 d. 南海トラフ域を震源とするM7.9以上の海溝型地震が発生した場合 <u>イ 総本部の設置については、発販本部の長と送配電本部の長が協議し、決</u></p>

現 行	修 正 案
<p><u>ア 気象、地象情報</u></p> <p><u>イ 一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報</u></p> <p><u>ウ 社外対応状況</u></p> <p><u>エ 電力施設等の被害状況および復旧状況</u></p> <p><u>オ 停電による主な影響状況</u></p> <p><u>カ 復旧資材、復旧要員、食糧等に関する事項</u></p> <p><u>キ 従業員等の被災状況</u></p> <p><u>ク その他災害に関する情報</u></p> <p><u>⑤ 災害時における復旧資機材の確保</u></p> <p><u>ア 調達</u> <u>対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により、可及的すみやかに確保する。</u></p> <p><u>(ア) 現地調達</u></p> <p><u>(イ) 対策組織相互の流用</u></p> <p><u>(ウ) 他電力会社等からの融通</u></p> <p><u>イ 輸送</u> <u>災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。</u></p> <p><u>ウ 復旧資材置場等の確保</u> <u>災害時において、復旧資機材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。</u></p> <p><u>(2) 復旧作業過程</u></p> <p><u>① 復旧順位</u> <u>復旧計画の策定および実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。</u> <u>なお、流通設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、</u></p>	<p><u>定する。</u></p> <p><u>a. 非常災害が発生した場合または発生することが予想される場合にあって、発販部門等および電力本部が連携して、対応していくことが必要と認められる場合</u></p> <p><u>b. その他必要な場合</u></p> <p><u>③ 体制の確立</u> <u>関西電力は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平時より次の体制を整備する。</u></p> <p><u>ア 休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、対策組織を指揮する者を直ちに確保できる体制を整備する。</u></p> <p><u>イ 対策組織要員等の動員に関する計画をあらかじめ策定する。特に、休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、必要な要員を確保できる体制を整備する。</u></p> <p><u>(2) 災害応急対策に関する事項</u></p> <p><u>① 災害時における情報の収集、連絡</u> <u>地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。</u></p> <p><u>(一般情報)</u></p> <p><u>ア 気象、地象情報</u></p> <p><u>イ 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）</u></p> <p><u>ウ 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）</u></p> <p><u>エ その他災害に関する情報（交通状況等）</u></p> <p><u>(当社被害情報)</u></p> <p><u>オ 電力施設等の被害状況および復旧状況</u></p> <p><u>カ 停電による主な影響状況</u></p> <p><u>キ 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項</u></p> <p><u>ク 従業員等の被災状況</u></p>

現 行	修 正 案
<p><u>官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。</u></p> <p>② 災害時における広報</p> <p>ア 広報活動</p> <p><u>災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。</u></p> <p><u>また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、第2編第5章第4節第3項(2)に定める広報活動を行う。</u></p> <p>イ 広報の方法</p> <p><u>広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。</u></p> <p>(3) 災害時における危険予防措置</p> <p><u>電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</u></p> <p>(4) 災害時における電力の融通</p> <p><u>災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合、本店の対策組織は、隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力需給契約」および電力広域的運営推進機関の指示に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。</u></p>	<p>ケ その他災害に関する情報</p> <p>② 情報の集約</p> <p><u>本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、請負会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。</u></p> <p>③ 通話制限</p> <p><u>対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては総務室長、地域にあっては支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(3) 災害時における広報</p> <p><u>対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。</u></p> <p>① 広報活動</p> <p><u>災害が発生した場合または発生することが予想される場合において停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、第2編第5章第4節第1款で定める広報活動を行う。</u></p> <p>② 広報の方法</p> <p><u>広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。</u></p> <p>(4) 要員の確保</p> <p>① 対策組織要員の確保</p> <p>ア <u>夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。</u></p> <p>イ <u>対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。</u></p> <p><u>なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係</u></p>

現 行	修 正 案
	<p>所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波の恐れがなくなった後に出社するものとする。</p> <p>② 復旧要員の広域運営 関西電力は、他電力会社、電源開発株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。</p> <p>(5) 災害時における復旧用資機材の確保 対策組織の長は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。</p> <p>① 調達 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。</p> <p>ア 現地調達 イ 対策組織相互の流用 ウ 他電力会社等からの融通</p> <p>② 輸送 復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。</p> <p>③ 復旧用資機材置場等の確保 災害時において、復旧用資機材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。</p> <p>(6) 災害時における電力の融通 災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。</p> <p>(7) 災害時における危険予防措置 電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</p>

現 行	修 正 案
	<p>(8) <u>災害時における応急工事</u> <u>対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。</u></p> <p>① <u>応急工事の基本方針</u> <u>災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。</u></p> <p>② <u>応急工事基準</u> <u>災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。</u></p> <p>ア <u>送電設備</u> <u>ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。</u></p> <p>イ <u>変電設備</u> <u>機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。</u></p> <p>ウ <u>配電設備</u> <u>非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。</u></p> <p>エ <u>通信設備</u> <u>共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。</u></p> <p>③ <u>災害時における安全衛生</u> <u>応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分に配慮して実施する。</u></p> <p>(9) <u>ダムの管理</u> <u>関西電力は、ダムの管理を次のとおり実施する。</u></p> <p>① <u>管理方法</u> <u>ダムの地域環境、重要度および河川の状況を考慮して、平常時および洪水時の管理方法を定め、運用の万全を期する。</u></p> <p>② <u>洪水時の対策</u> <u>洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確な予測に努め、機械器具、観測・警報施設の点検整備を行う。</u></p> <p>③ <u>通知、警告</u></p>

現 行	修 正 案
	<p><u>ダム放流を開始する前には、関係官庁および地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、立札による掲示を行うほか、サイレン、スピーカー等により警告する。</u></p> <p>④ <u>ダム放流</u> <u>ダム放流に当たっては、「ダム操作規程」または「ダム管理規程」等に基づき、下流水位が急上昇しないよう、ゲートを操作して放流を行う。</u> <u>なお、必要に応じ、河川パトロール等も実施する。</u></p> <p>(10) <u>災害復旧に関する事項</u></p> <p>① <u>復旧計画</u></p> <p>ア <u>地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。</u></p> <p>(a) <u>復旧応援要員の必要の有無</u> (b) <u>復旧要員の配置状況</u> (c) <u>復旧用資機材の調達</u> (d) <u>復旧作業の日程</u> (e) <u>仮復旧の完了見込</u> (f) <u>宿泊施設、食糧等の手配</u> (g) <u>その他必要な対策</u></p> <p>イ <u>本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。</u></p> <p>② <u>復旧順位</u> <u>対策組織の長は、復旧計画の策定および実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。</u> <u>なお、送電設備、変電設備および配電設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。</u></p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第3款 電気通信の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の応急対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 復旧作業にいたるまでの対応</p> <p>① 通信の途絶の解消と通信の確保</p> <p>地震により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じることとする。</p> <p>ア 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保</p> <p>イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成</p> <p>ウ 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替措置等の実施</p> <p>エ 応急ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成</p> <p>オ 非常用移動電話装置の運用</p> <p>カ 臨時・特設公衆電話の設置</p> <p>キ 停電時における公衆電話の無料化</p> <p>② (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第3款 電気通信の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の応急対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 復旧作業にいたるまでの対応</p> <p>① 通信の途絶の解消と通信の確保</p> <p>地震により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じることとする。</p> <p>ア 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保</p> <p>イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成</p> <p>ウ 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施</p> <p>エ 応急ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成</p> <p>オ 非常用可搬形デジタル交換装置の運用</p> <p>カ 臨時・特設公衆電話の設置</p> <p>キ 停電時における公衆電話の無料化</p> <p>② (略)</p> <p>3～4 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第 18 節 教育対策の実施</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 動員</p> <p>(1) 動員の連絡</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第 18 節 教育対策の実施</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 動員</p> <p>(1) 動員の連絡</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第1節 災害復旧事業の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 激甚災害の指定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 中小企業に関する特別の助成</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例</u></p> <p><u>ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</u></p> <p><u>エ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例</u></p> <p>④ その他の財政援助措置</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例</p> <p>オ～カ (略)</p> <p><u>キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例</u></p> <p><u>ク 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</u></p> <p><u>ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</u></p> <p>コ～ス (略)</p> <p>(3) 局地激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 中小企業に関する特別の助成</p> <p>ア～イ (略)</p>	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第1節 災害復旧事業の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 激甚災害の指定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 中小企業に関する特別の助成</p> <p>ア (略)</p> <p><u>[削 除]</u></p> <p><u>イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</u></p> <p><u>[削 除]</u></p> <p>④ その他の財政援助措置</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 母子及び<u>父子並びに</u>寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例</p> <p>オ～カ (略)</p> <p><u>[削 除]</u></p> <p><u>キ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</u></p> <p><u>ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</u></p> <p>ケ～シ (略)</p> <p>(3) 局地激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 中小企業に関する特別の助成</p> <p>ア～イ (略)</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>ウ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例</p> <p>④ その他の財政援助措置</p> <p>ア 公共土木施設、公立学校施設、<u>農地、農業用施設及び林道</u>の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</p> <p>3～4 (略)</p>	<p><u>[削 除]</u></p> <p>④ その他の財政援助措置</p> <p>ア 公共土木施設、公立学校施設の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</p> <p>3～4 (略)</p>
<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第2節 被災者の生活再建支援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 被災者生活再建支援金</p> <p>自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。</p> <p>なお、被災者生活再建支援金の支給事務については、都道府県から被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第6条第1項に規定する被災者生活再建支援法人（公益財団法人<u>都道府県会館</u>）に委託している。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第2節 被災者の生活再建支援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 被災者生活再建支援金</p> <p>自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。</p> <p>なお、被災者生活再建支援金の支給事務については、都道府県から被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第6条第1項に規定する被災者生活再建支援法人（公益財団法人<u>都道府県センター</u>）に委託している。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第3節 住宅の復旧・再建支援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第3節 住宅の復旧・再建支援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>4 被災住宅に対する融資等</p> <p>(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④条件 (平成 30 年 9 月 25 日現在)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 貸付利率 年 0.63% (平成 30 年 9 月 25 日現在)</p> <p>ウ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>4 被災住宅に対する融資等</p> <p>(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④条件 (平成 31 年 4 月 1 日現在)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 貸付利率 年 0.40% (平成 31 年 4 月 1 日現在)</p> <p>ウ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>5～7 (略)</p>